

## 2. 事故別注視ポイント

### (1) 一般的な対策

## 2. 事故別注視ポイント

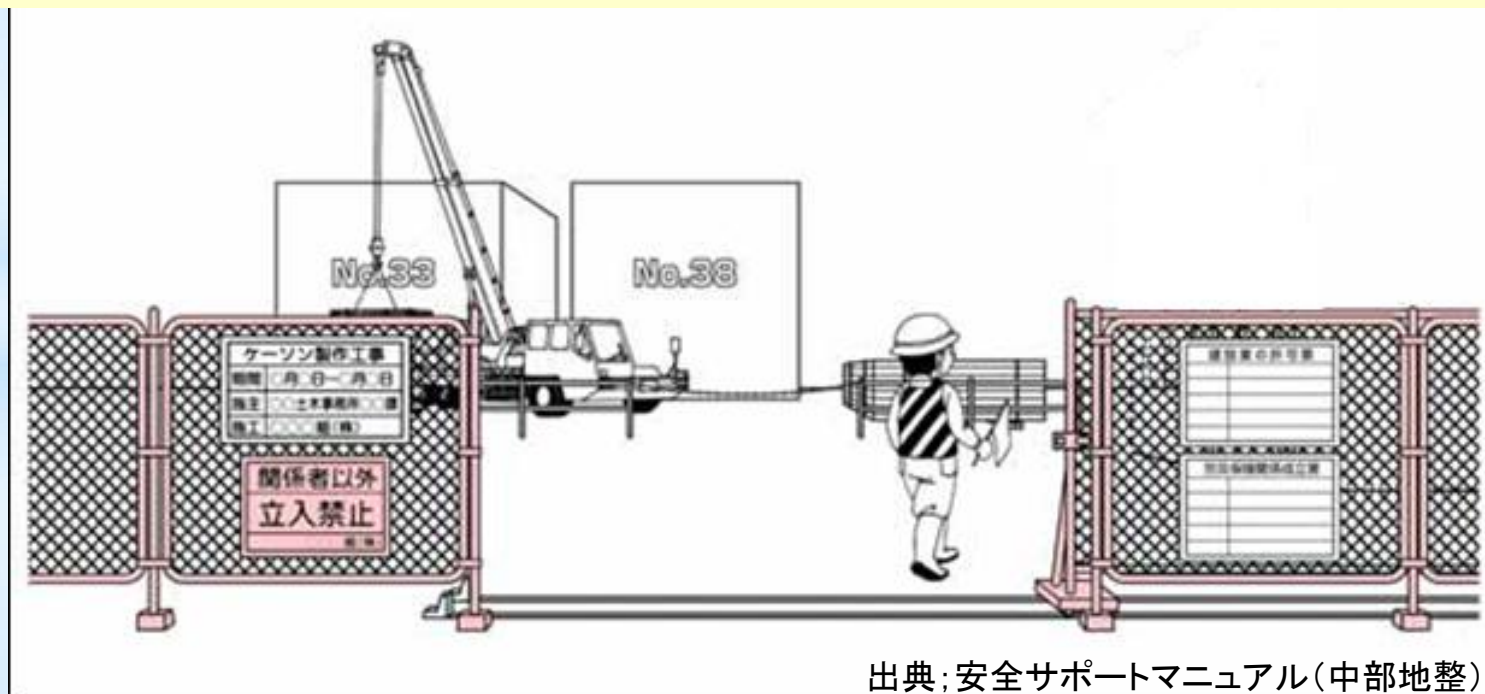
(凡 例)

工種及び作業内容	事故の型
<p data-bbox="367 759 1021 839">作業時の懸念事項</p> <p data-bbox="445 1011 936 1190">作業時の 注視ポイント</p>	<p data-bbox="1207 896 1944 1174">作業時の 注視ポイントを補足 する状況図等</p>

工事用出入口は、第三者が誤って工事場所に立ち入ることが懸念される。

～注視ポイント～

- 第三者への危険が予測される場合、柵等を設けているか。（公衆災11、13、24）
- 作業場に第三者の出入を禁止する措置(施錠等)が取られているか。（公衆災10）
- 強風等により倒壊しない強度を有しているか。（公衆災10）
- 一般車両に出入口であることが分かるよう注意喚起がされているか。
- 出入口部に必要に応じて誘導員が配置されているか。

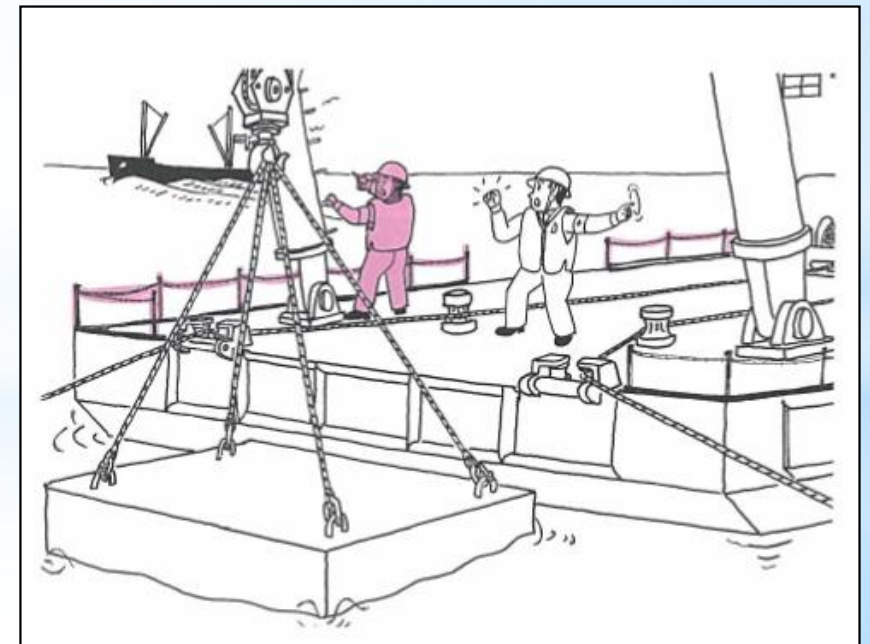
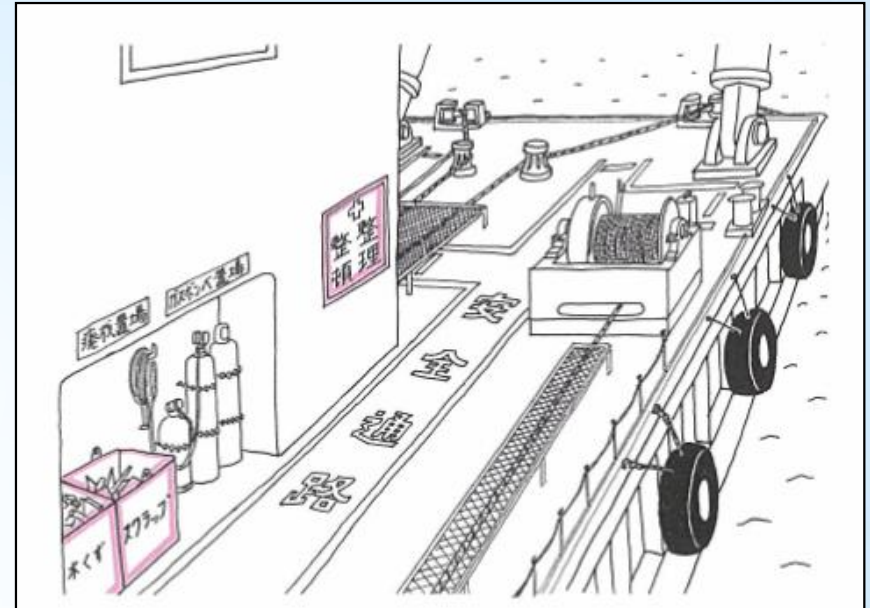


出典;安全サポートマニュアル(中部地整)

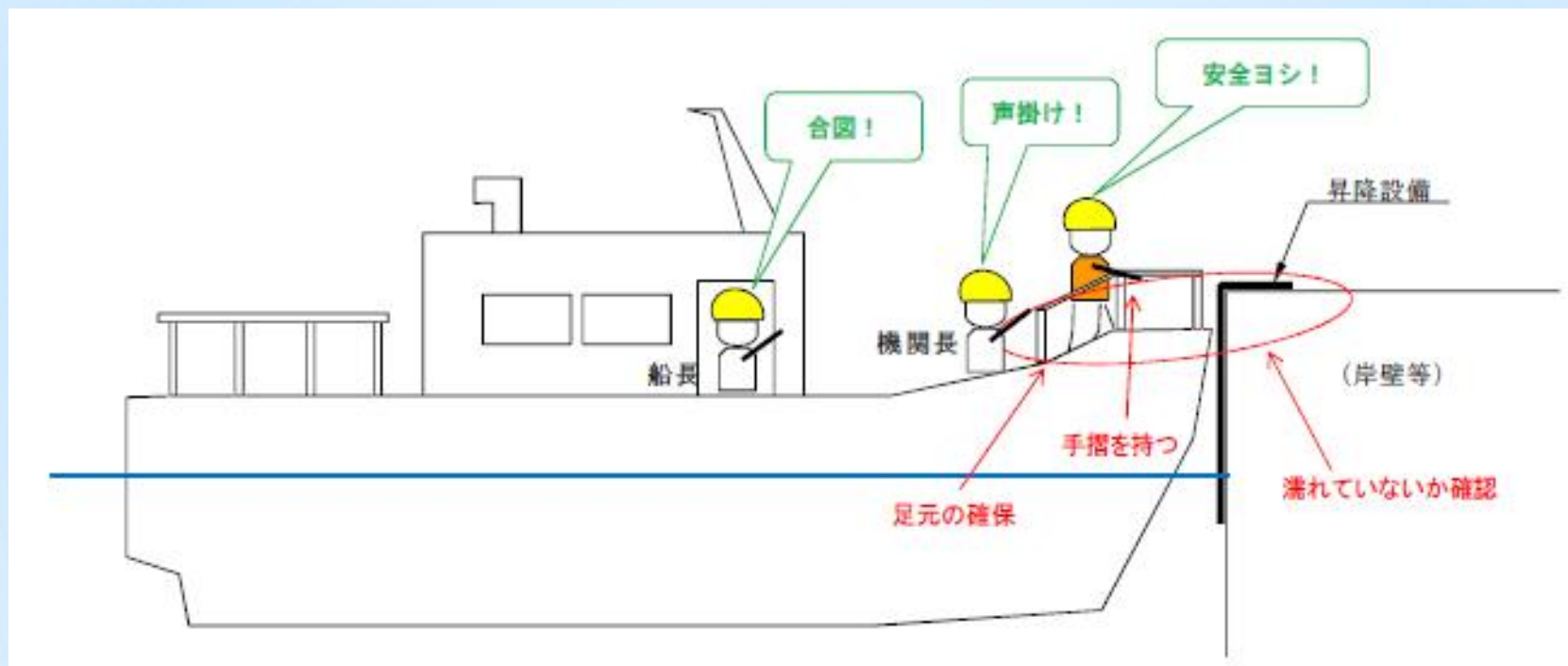
作業船の甲板上での作業は、作業員が海中転落する懸念がある。

～注視ポイント～

- 転落防止設備及び使用、救命胴衣着用の徹底、救命浮環の適正配置等を行っているか
- 航跡波、クレーン作業などにより、作業船が不意に動揺した場合に備え手摺等は設置しているか
- 船舶から構造物、船舶から船舶への乗り移り時の梯子等適当な通行設備の設置について検討しているか
- 作業船は資機材等でのつまづき、転倒による海中転落の危険を防止するため、常に整理整頓をしているか



出典：港湾工事安全ポケットブック(埋浚協会)



### ■船舶乗降時の一般的な注意事項

- 1) 船長や機関長からの指示（合図）後に乗降する。
- 2) 乗降場所（浮棧橋を除く）は、潮位によって乗降環境が変化するので注意。
- 3) 階段のある乗降場所は、藻類が付着し滑りやすいので注意（雨天時も同様）。
- 4) 荷物をもって乗降しない（荷物は、背負うか乗降場所から手渡し）。
- 5) 波の影響で船舶は常に上下動をしている。乗降時のタイミングが重要。
- 6) 乗降時に船首が押し付けられていても、船首が離れる場合もあるので注意。
- 7) 船舶上では、常に手摺りに掴まり乗降する。
- 8) 必要によりはしごを設置する。

グラブ浚渫作業時の甲板上の作業員がバケツ等とはさまれ・巻き込まれる懸念がある。

～注視ポイント～

- 保護具・救命胴衣の着用、必要に応じた転落防止措置が図られているか。

【レッド測深時】

- 作業開始前のKY活動時等において、立入禁止措置内に入ることを確認しているか。
- 測深者とオペレーターは連絡をとりあっているか。
- レッド測深中はバケツが止まっているか。

【土運船接舷時】

- 接舷する際に、浚渫船甲板上看張り員が配置されているか。
- 舳ロープに補助ロープが取り付けられているか。
- 舳ロープと接舷作業員の足の位置は良いか。



バケツ稼働中  
測深していない

【事故事例】



浚渫船のビットと舳ロープに手を挟む

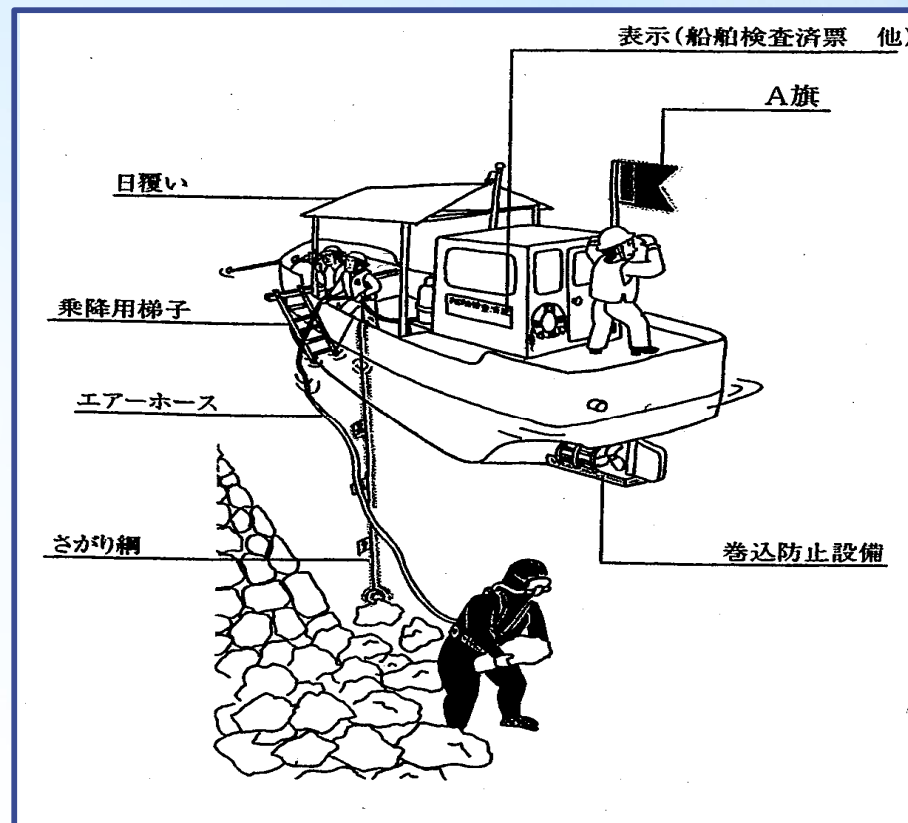


舳ロープに足を巻き込まれる

捨石均し作業中に、他船の潜水士船の衝突、潜水士の減圧症の発生等が懸念される。

～注視ポイント～

- A旗を掲げているか。
- 日覆いはあるか。
- 潜水士の乗降用梯子はあるか。
- エアーホースの巻込防止設備はあるか。
- 推進機作動防止装置を設置しているか。
- さがり綱はあるか。
- 潜水作業時間計画を守っているか。
- 体調管理をしているか。



出典;港湾工事安全ポケットブック(埋浚協会)



ブロック型枠組立・解体等作業では、はさまれ・巻き込まれや墜落・転落事故が懸念される。

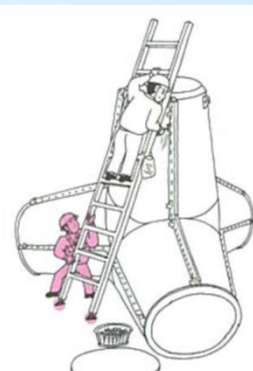
～注視ポイント～

【梯子使用时】

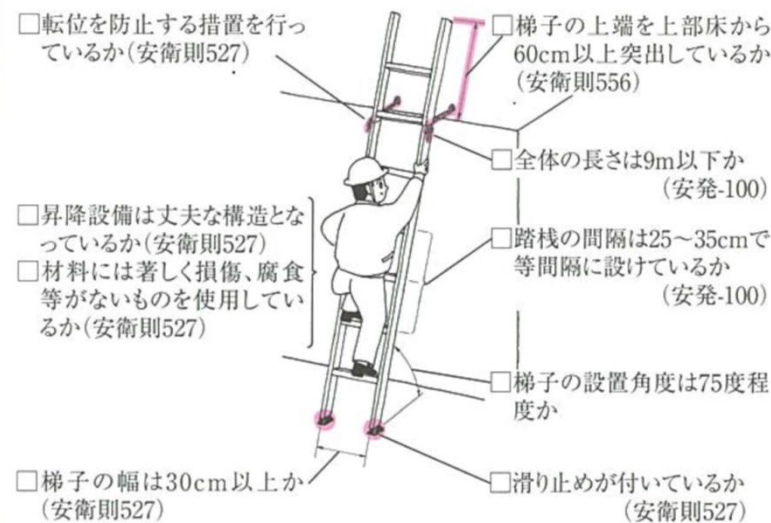
- 転位を防止する措置を行っているか。  
(安衛則527)
- 梯子の上端を上部床から60cm以上突出しているか。(安衛則556)
- 梯子下端部に滑り止めが施されているか。  
(安衛則527)

【型枠組立・解体及びコンクリート打設】

- 型枠組立・解体時に指や手又は足が挟まれるような不安全行動をしていないか。
- 型枠の組立・解体及びCon打設時のスキップ等に介錯ロープを使用しているか。



移動梯子



出典：港湾工事安全ポケットブック(埋浚協会)



ブロック吊上げ作業では、吊荷と作業員とのはさまれ・巻き込まれ事故が懸念される。

～注視ポイント～

- 玉掛け者の有資格の確認がされているか。
- 玉掛け用具の点検色が当月色となっているか。
- 吊上げ時の合図者の位置は適切か。
- 地切りが確実に実施されているか。
- 地切りする際に作業員が適切な離隔を取っているか。
- 吊荷のバランス状況を確認しているか。
- ブロックの吊上げ、吊下げ時に、隣のブロックとの間に作業員が入っていないか。
- 吊上げ時に介錯ロープを使用しているか。
- 吊荷の下に作業員が立ち入っていないか。
- 旋回範囲内への立入禁止措置を行っているか。
- アウトリガーの張り出しは適切か。
- アウトリガー張り出し部の地盤状態は良好か。

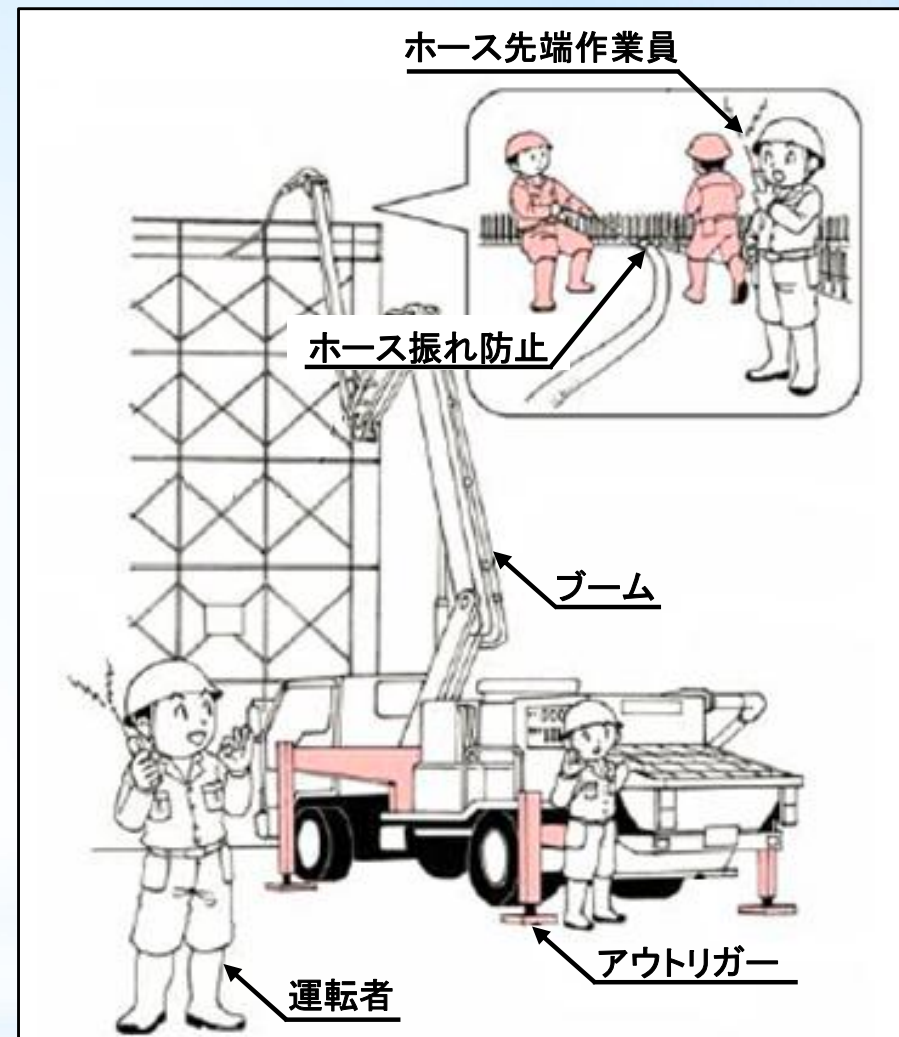


地切りしたブロックの横揺れを止めようとして、仮置き済みのブロックとの間に手を挟む

ポンプ車とアジテータ車のはさまれ・巻き込まれ事故が懸念される。

～注視ポイント～

- ホースの脱落、振れ防止の措置は適切か。  
（安衛則171の2）
- ブームの下で作業をしていないか。
- 運転者とホース先端作業者との合図は適切か。（安衛則171の2）
- アウトリガーは最大に張り出しているか。
- 機械は安定した場所に水平に据え付けているか。
- ブームで荷を吊り上げていないか。  
（安衛則164）
- コンクリート吹き出し部へ作業員が立入っていないか。（安衛則171の2）

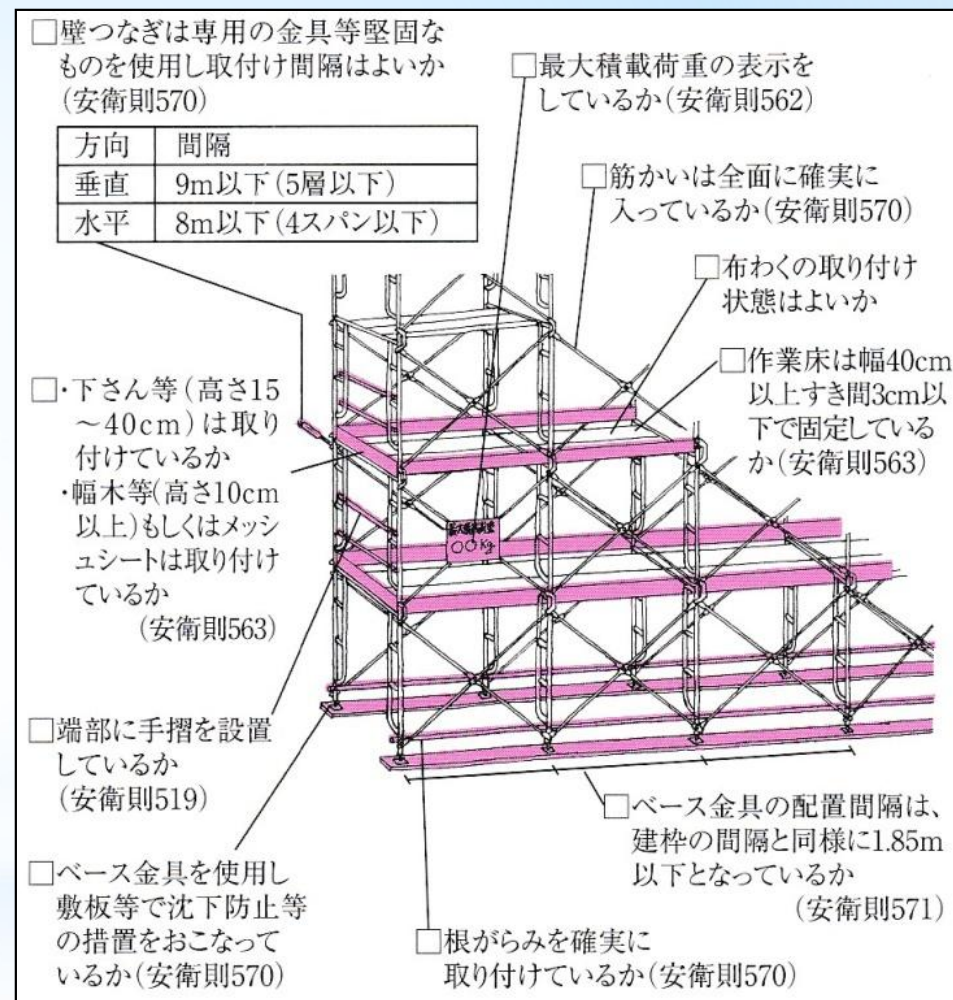


出典；安全サポートマニュアル（中部地整）

足場の組立・解体作業では足場からの墜落・転落の事故が懸念される。

### ～注視ポイント～

- 足場の組立・解体作業には作業主任者を選任しているか。(安衛則565)
- 足場組立・解体作業には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。(安衛則564)
- 足場の組立・解体時には、安全带と親綱を使用し、親綱は緊張して使用しているか。
- 足場の組立・解体は、人の墜落を防止できる「手すり先行工法」で行われているか。(厚生労働省労働基準局長通達、平成21年4月)
- 作業開始前に足場を点検し、異常等がある場合は補修を行っているか。(安衛則567)
- 台風接近時など強風が予想される場合は、緊結状態の点検、メッシュシート等の養生材の撤去や巻き上げなどを行っているか。
- 強風、大雨等の悪天候後、足場上の作業を行うときは、作業開始前に点検を実施しているか。(安衛則567)

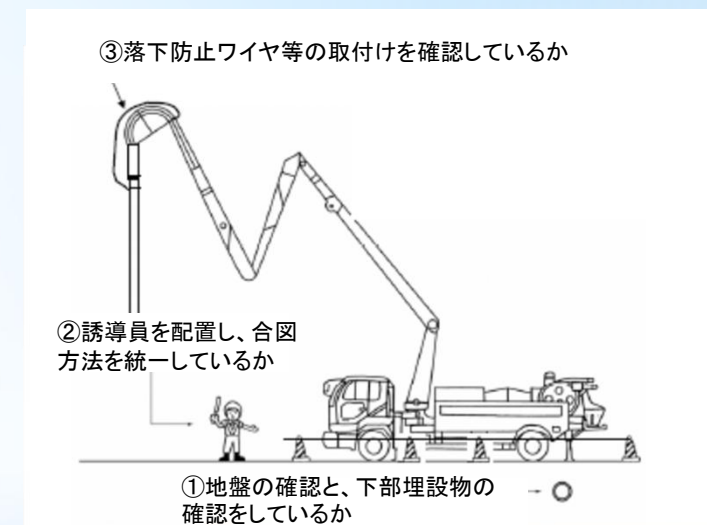
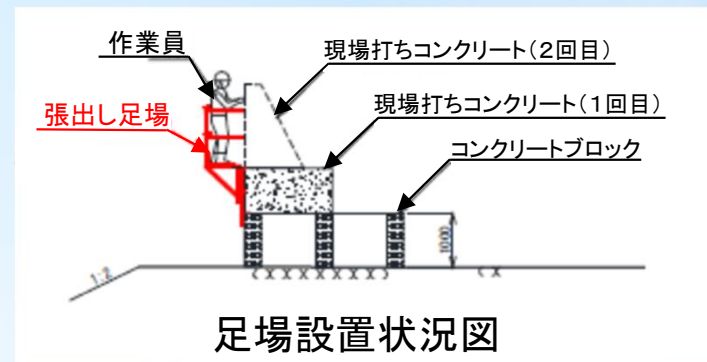


出典：港湾工事安全ポケットブック(埋浚協会)

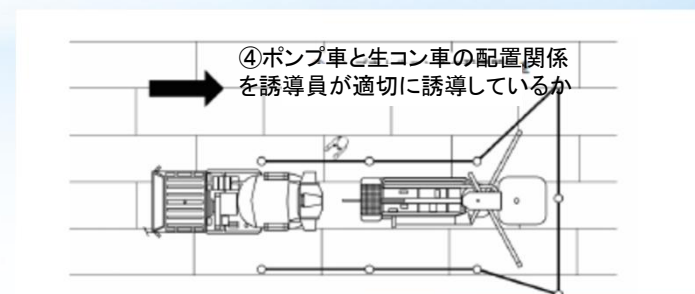
ポンプ車による打設作業時、ミキサー車でコンクリートをポンプ車に供給する際に事故が懸念される。

～注視ポイント～

- 車両配置を誘導員が理解し誘導しているか。
- 立入禁止区域を明示しているか。
- 転倒防止のアウトリガを最大に張り出しているか。
- 先端ホース落下防止が取り付けられているか。
- ポンプ車のブーム下で作業をしていないか。
- コンクリート打設前、打設中は、型枠支保及び型枠の点検をしているか。
- 足場、手摺等転落防止柵が適切に取付てあるか。
- 作業員は救命胴衣を着けて作業をしているか。  
また、救命浮環は適切に配置されているか。



ミキサー車とポンプ車



出典：建設機械安全施工マニュアル（国交省総合政策局）

薬液注入作業では、回転部等へのはさまれ・巻き込まれ事故が懸念される。

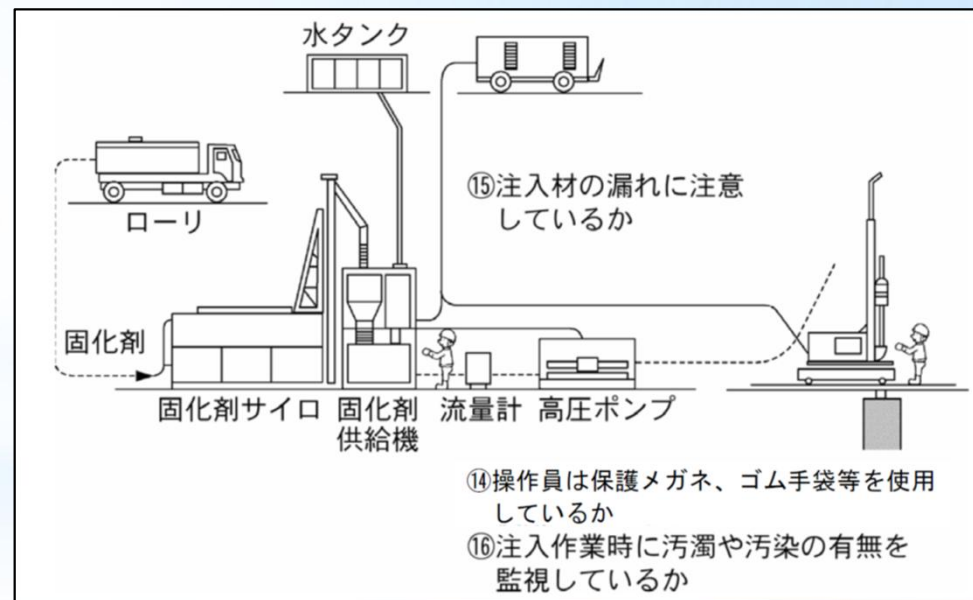
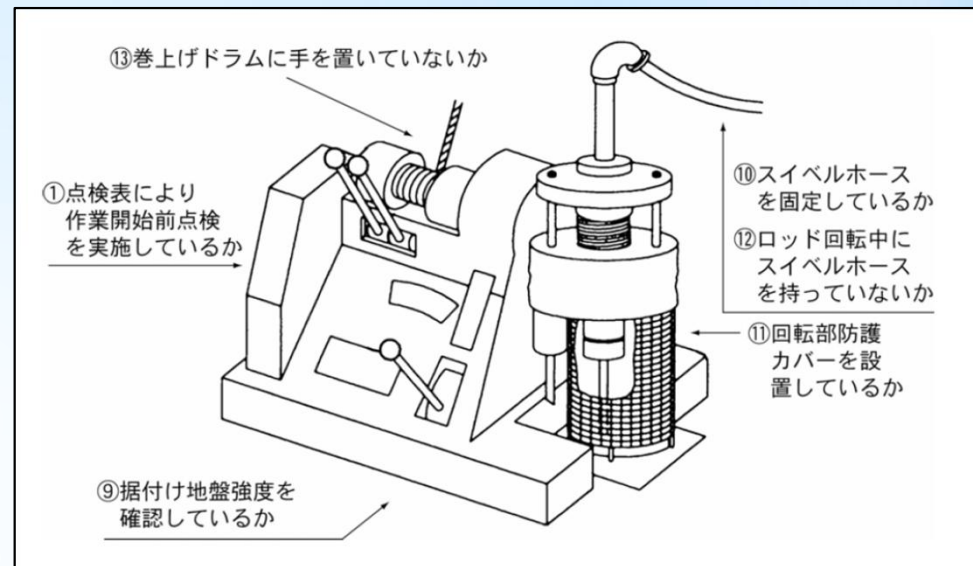
～注視ポイント～

【削 孔】

- 据付地盤強度を確認しているか。
- 該当する機種には回転部防護カバーを設置しているか。
- 点検修理中は主電源を切り標識を取付けているか。
- 巻上げドラムに手を置いていないか。
- 軍手はしていないか。（巻き込み防止）

【注 入】

- 保護メガネ、マスク、ゴム手袋等を使用しているか。
- 点検、修理時は電源を遮断しているか。
- 注入ホースを確実に接続されているか。
- 注入材の漏れに確認しているか。
- ミキサー洗浄時には電源を切っているか。



出典：建設機械安全施工マニュアル(国交省総合政策局)

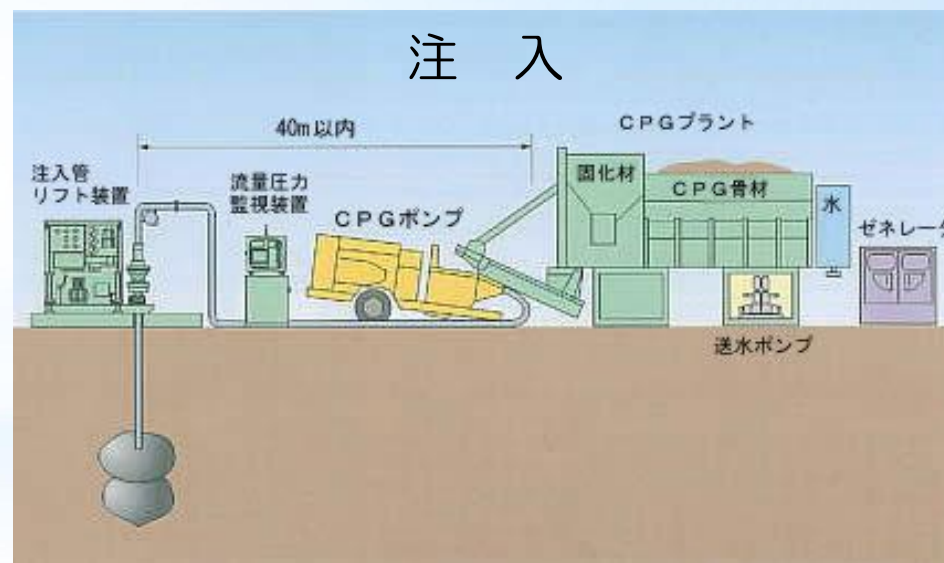
静的締固め作業では、重機との激突やプラント足場解体時に転落事故が懸念される。

～注視ポイント～

【削孔】 【注入】

☆☆前頁の薬液注入作業に準ずる☆☆

- 圧送ホース閉塞時は、保護メガネを使用し、減圧をしてから作業をしているか。
- CPGプラントへの材料供給でバックホウ使用中は、周囲の作業員に注意しながら作業を実施しているか。
- トラック荷台にCPGプラントを設置している場合、作業員の昇降は昇降設備を使用しているか。また飛び降りていないか。



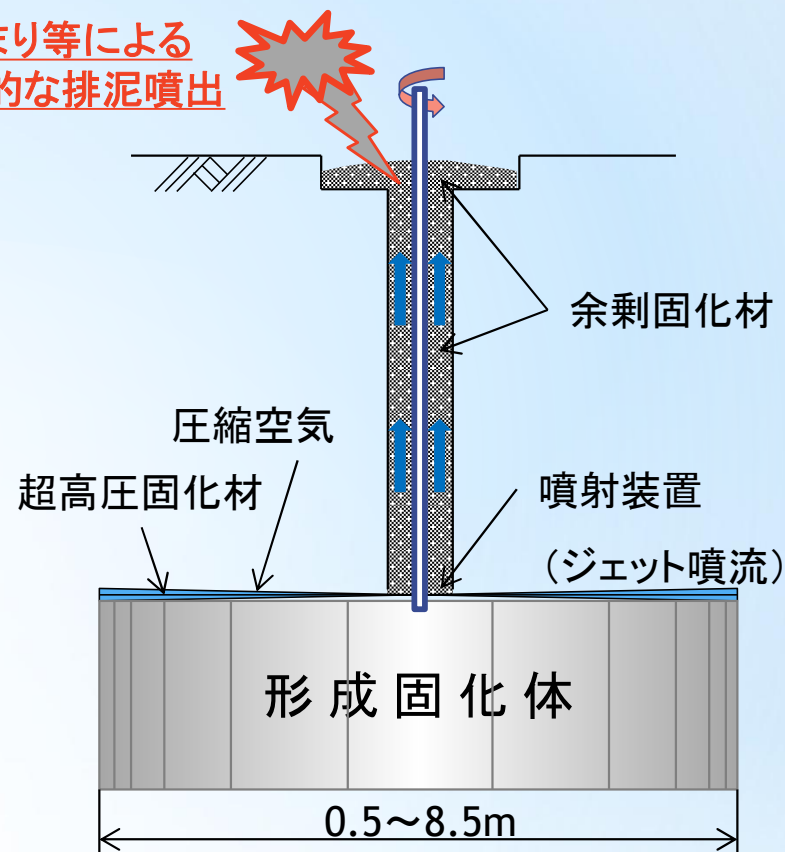
※ 出典：CPG工法研究会のHPより抜粋

超高压水を使用する地盤改良では、排泥が突発的に噴出（10～20m飛翔）することがあるため、作業員への飛来事故や通行車両・歩行者への公衆災害が懸念される。

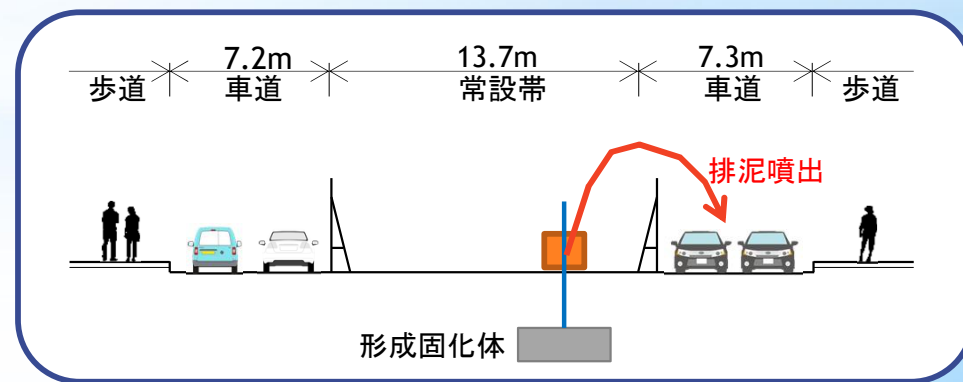
～注視ポイント～

- 作業員は、排泥口付近を覗き込んでいないか。
- 「排泥噴出」対策を行っているか。
- 排泥（余剰固化材）は、車道側に飛翔することはないか。
- 超高压ホース（超高压ジェット・スラリー噴出用）に傷、亀裂、ひび割れ等、劣化やホースジョイント部に緩みがないか。
- 超高压ホースの近くで掘削作業など重機作業は行っていないか。その場合は、安全対策が適切に行われているか。
- 超高压水ホースがキンクしている箇所、鋭角な角部と接触していないか。
- 作業員は、ロッド追加作業時に防じん眼鏡を使用しているか。サイロ取扱者は、必要に応じて防じんマスクを使用しているか。

詰まり等による  
突発的な排泥噴出



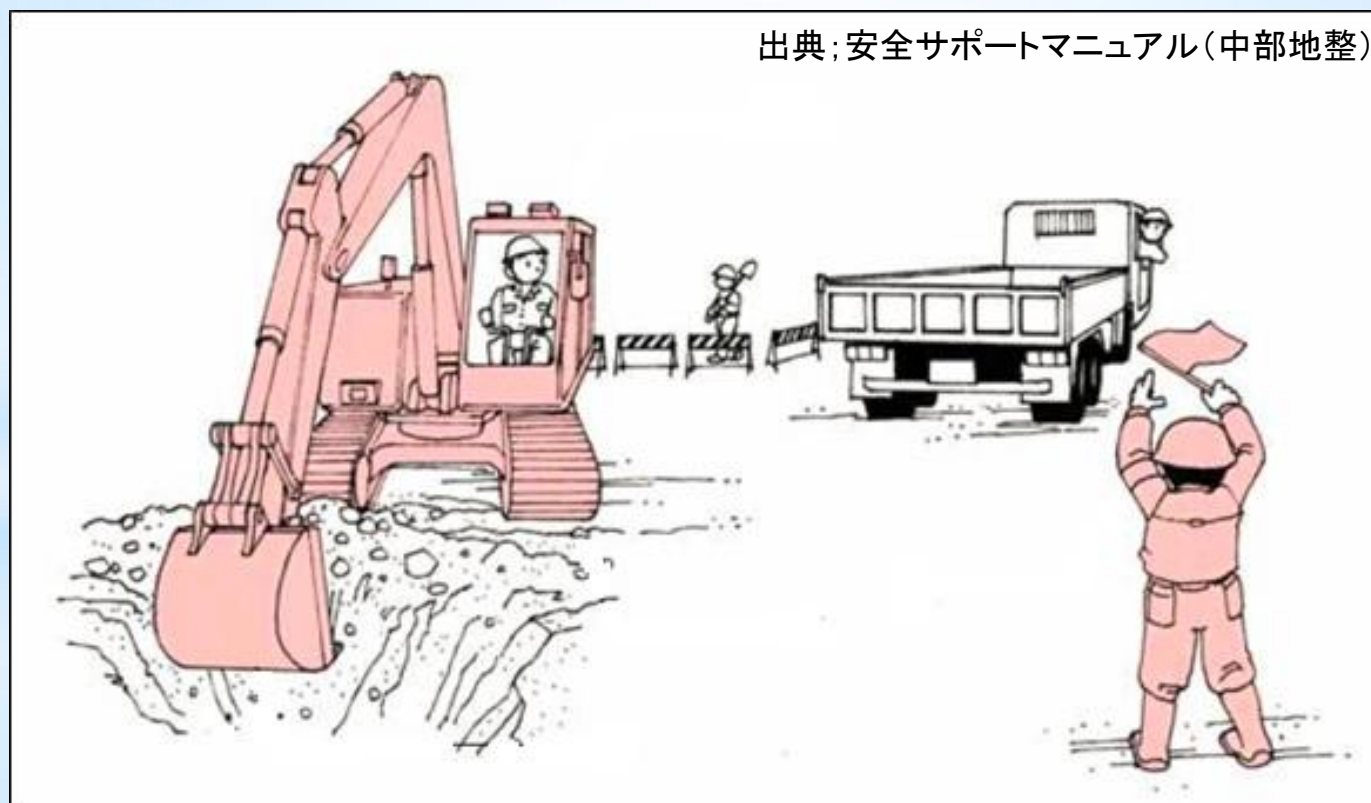
施工方法の概念図



バックホウオペレータの死角での接触事故が懸念される。

～注視ポイント～

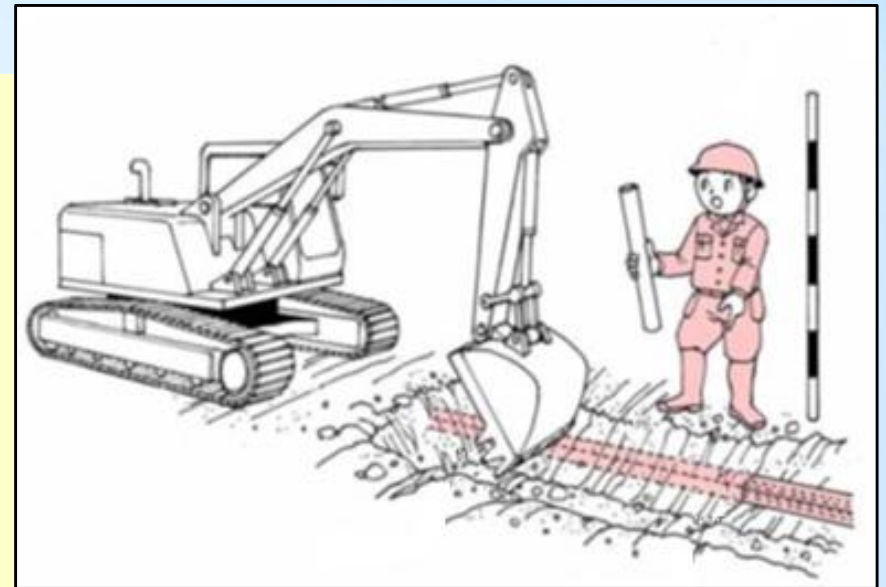
- 旋回する周囲に作業員が立ち入っていないか。
- 立入禁止の措置又は誘導員の配置はよいか。（安衛則158）
- 車両通行帯と歩道の区別は出来ているか。



事前に存在を確認しないと埋設ケーブルを損傷する懸念がある。

～注視ポイント～

- 埋設物は図面で確認しているか。
- 埋設物管理者の立会が行われているか。  
(公衆災34,35)
- 埋設物の明示がなされているか。
- 埋設部は試掘し露出させて確認しているか。
- 布掘り及びつぼ掘りの準備は適切か。(安衛則363, 公衆災37)
- 埋設物の近接箇所で見かけ掘削作業を行う場合、埋設物を補強し、又は移設する等、危険を防止する措置を講じているか。(安衛則362)
- 元請け・下請け間の情報伝達の方法が適切か。
- 想定した位置に埋設物がない場合の対応等が確立されているか。
- くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合、ガス導管、地中電線路等の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。  
(安衛則194)

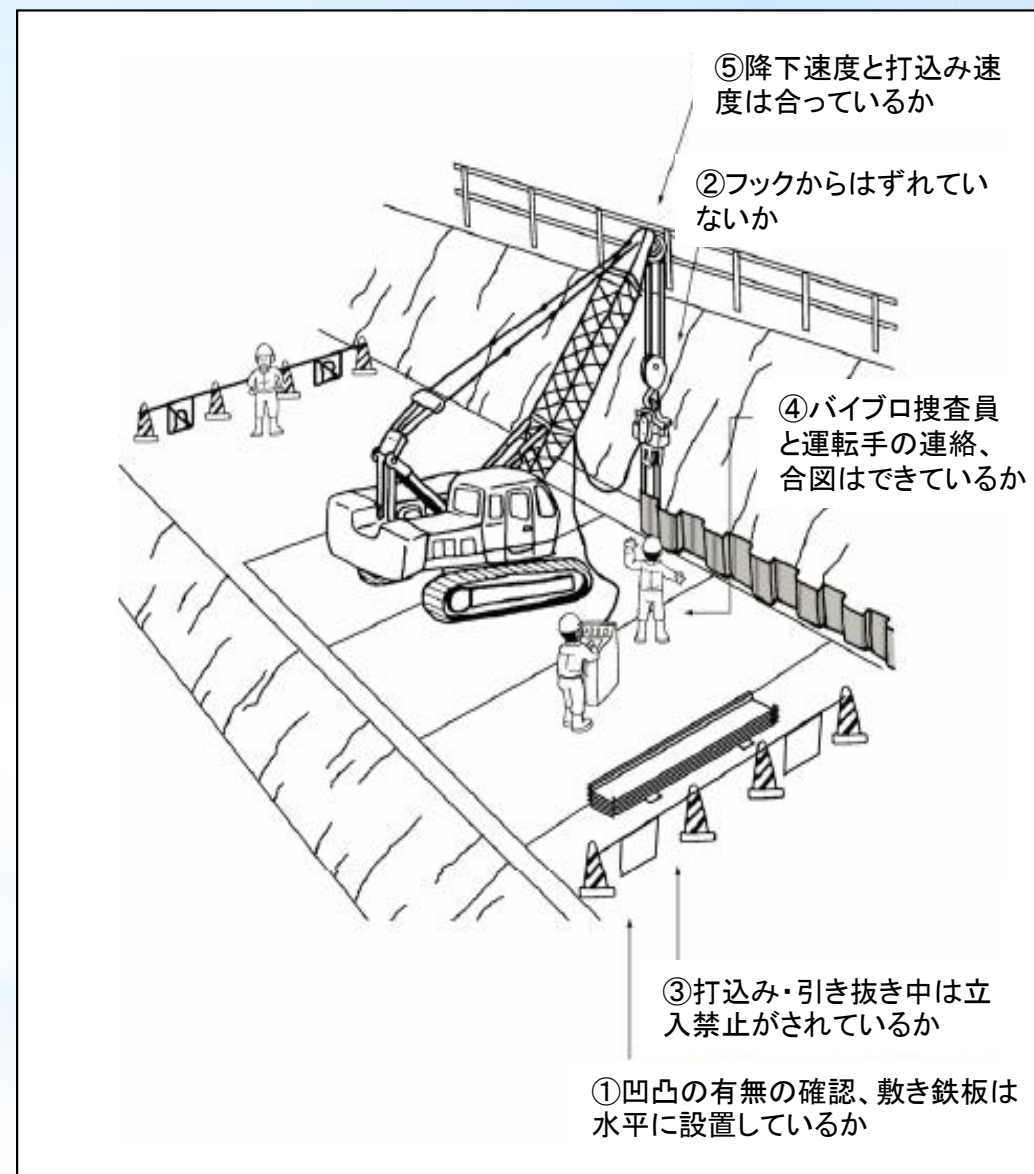


出典;安全サポートマニュアル(中部地整)

鋼矢板打込み作業では、重機との接触による事故が懸念される。

～注視ポイント～

- ①凹凸の有無の確認、敷鉄板は水平に設置しているか。
- ②フックから外れていないか。
- ③打込み中は立入禁止がされているか。
- ④バイブロ捜査員と運転手の連絡、合図はできているか。
- ⑤降下速度と打込み速度は合っているか。

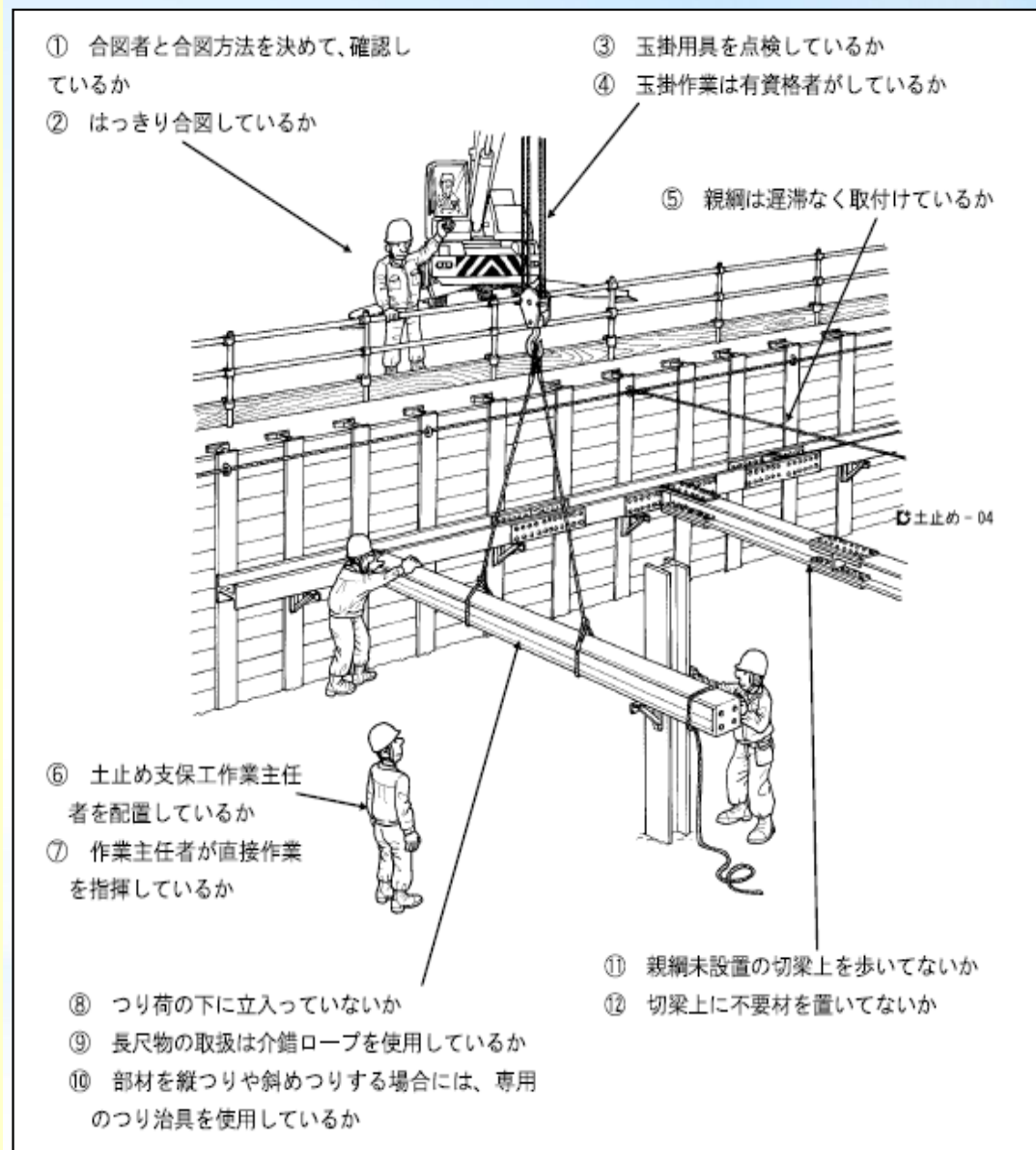


出典：建設機械安全施工マニュアル（国交省総合政策局）

高い場所からの吊り作業となることから、はさまれ・巻き込まれや落下物による事故が懸念される。

～注視ポイント～

- ①合図者と合図を決めて、確認しているか。
- ②はっきり合図しているか。
- ③玉掛用具を点検しているか。
- ④有資格者が玉掛作業をしているか。
- ⑤親綱は遅滞なく取付けているか。
- ⑥土止め支保工作業主任者を配置しているか。（安衛則374）
- ⑦作業主任者が直接作業を指揮しているか。
- ⑧つり荷の下に立ち入っていないか。
- ⑨長尺部の取扱いには、介錯ロープを使用しているか。
- ⑩部材を縦つりや斜めつりする場合には、専用のつり治具を使用しているか。
- ⑪親綱未設置の切梁上を歩いていないか。
- ⑫切梁上に不要材を置いてないか。

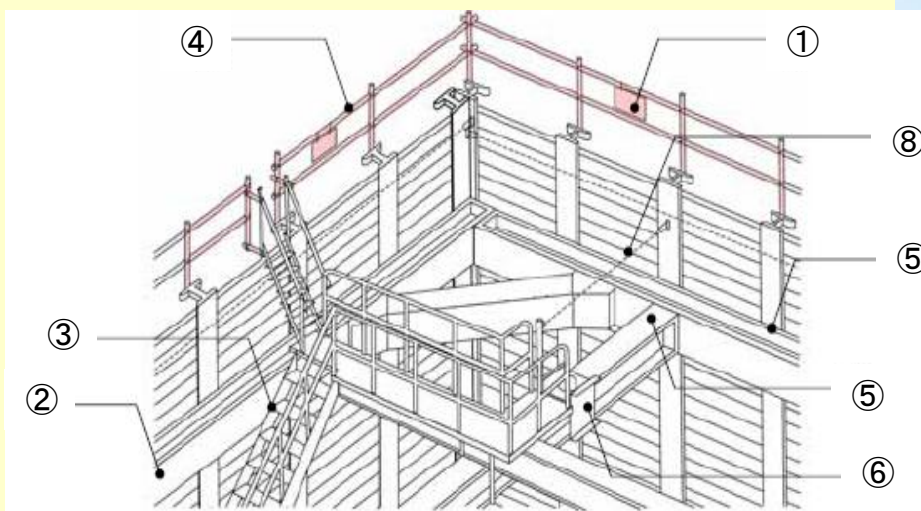


出典：建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書（H25.3建設業労働災害防止協会）

山留材の設置・撤去作業は、高所作業が伴うため、作業員の墜落・転落が懸念される。また山留材に資材や工具等を置くと飛来・落下物事故も懸念される。

### ～注視ポイント～

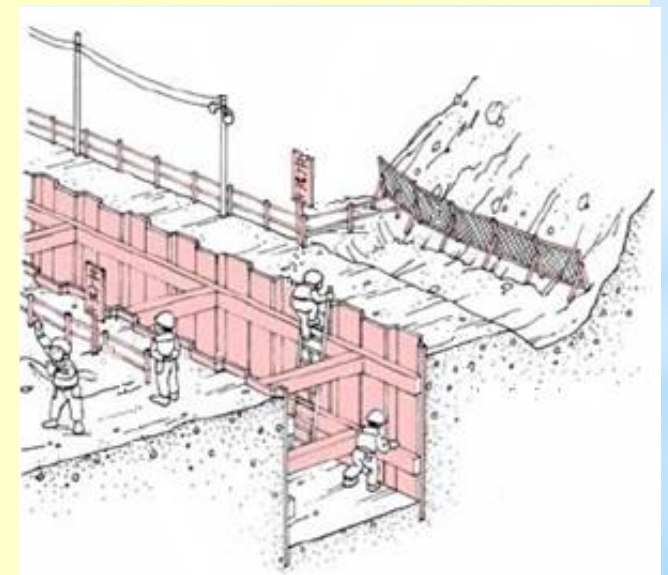
- 組立図を作成し、当該組立図に沿って組み立てているか。(安衛則370)
  - 組立解体作業には作業主任者を選任しているか。(安衛則374)
  - 設置後7日を超えない期間ごと、また中震以上のあるいは大雨後等に点検し、異常を認めた場合は直ちに補強・補修を行っているか。(安衛則373)
  - 開口部の近くに土砂、重量物を置いていないか。
  - 土留めの変位を常に監視しているか。(安衛則373)
- ①組立解体作業区域には関係者以外の立入禁止措置がとられているか。(安衛則372)
  - ②支保工の材料は著しい損傷、変形または腐食のないものを使用しているか。(安衛則368)
  - ③昇降設備を設けているか。(安衛則526)
  - ④土留め周囲には適切な手摺りはあるか。(安衛則519)
  - ⑤切梁上に建設資材等を載せていないか。
  - ⑥切梁等圧縮材の継手は突合せ継手としているか。  
(火打ちを除く)(安衛則371)
  - ⑦切梁、腹起しは脱落を防止するため、矢板、杭等に確実に止められているか。(安衛則371)
  - ⑧切梁等に作業員通路又は親綱を設置しているか。  
(安衛則519)



山留内での掘削作業は、山留内の土砂掘削・切梁設置の繰返し作業になる。施設点検を省いたり施工手順を省略すると崩壊を招く恐れがあるため危険である。また山留内部は狭隘であるため、掘削用重機との「はさまれ・巻き込まれ」が懸念される。

### ～注視ポイント～

- 地山掘削の前に次の事項について調査を行っているか。(安衛則355)
  - 1.形状、地質及び地質の状態
  - 2.亀裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
  - 3.埋設物の有無及び状態
  - 4.高温のガス及び蒸気の有無及び状態
- 2.0m以上の地山の掘削作業では作業主任者を選任しているか。(安衛則359)
- 作業開始前、中震以上の地震及び大雨後等に、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検しているか。(安衛則358)
- 埋設物等による危険の防止の措置を講じているか。(安衛則362)
- 地山の崩壊等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場合は、土留支保工を設け、防護網を張り立入禁止措置を行っているか。(安衛則361)
- 夜間の作業では十分な照明を確保しているか。(安衛則367)
- 法肩の近くに土砂、重量物を置いていないか。(安衛則368)
- 掘削は安全な勾配か。(安衛則534)
- 浮石及び亀裂はないか。(安衛則534)
- 排水設備、表面排水処理は十分か。(安衛則534)
- 立入禁止の柵、手摺りを設けているか。
- スカシ掘りをしていないか。(安衛則534)

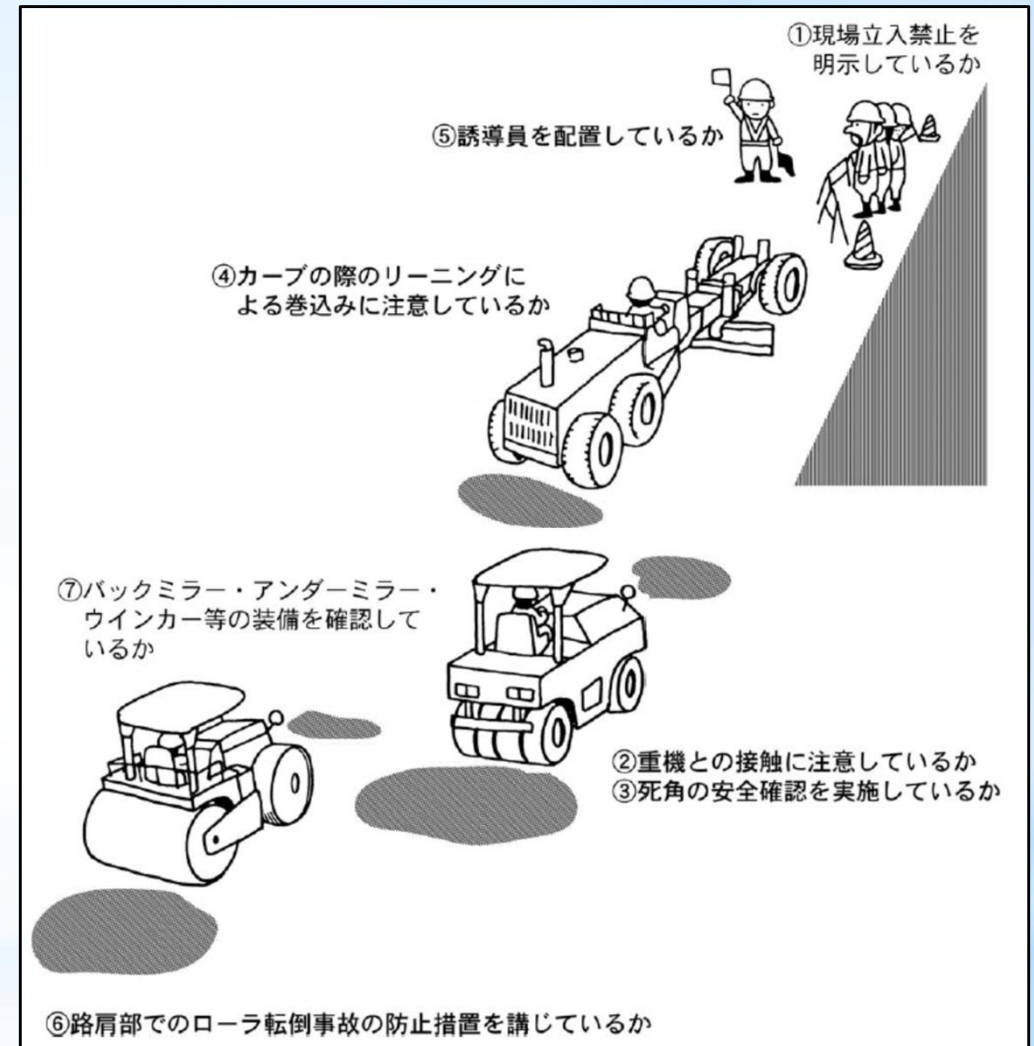


出典;安全サポートマニュアル(中部地整)

路床等の締固め作業では、多くの建設機械を使用するため、重機との接触が懸念される。

～注視ポイント～

- ①現場立入禁止を明示しているか。
- ②重機との接触に注意しているか。
- ③死角の安全確認を実施しているか。
- ④カーブの際のリーニングによる巻込みに注意しているか。
- ⑤誘導員を配置しているか。
- ⑥路肩部でのローラ運転事故の防止措置を講じているか。
- ⑦バックミラー・アンダーミラー・ウイinker等の装備を確認しているか。



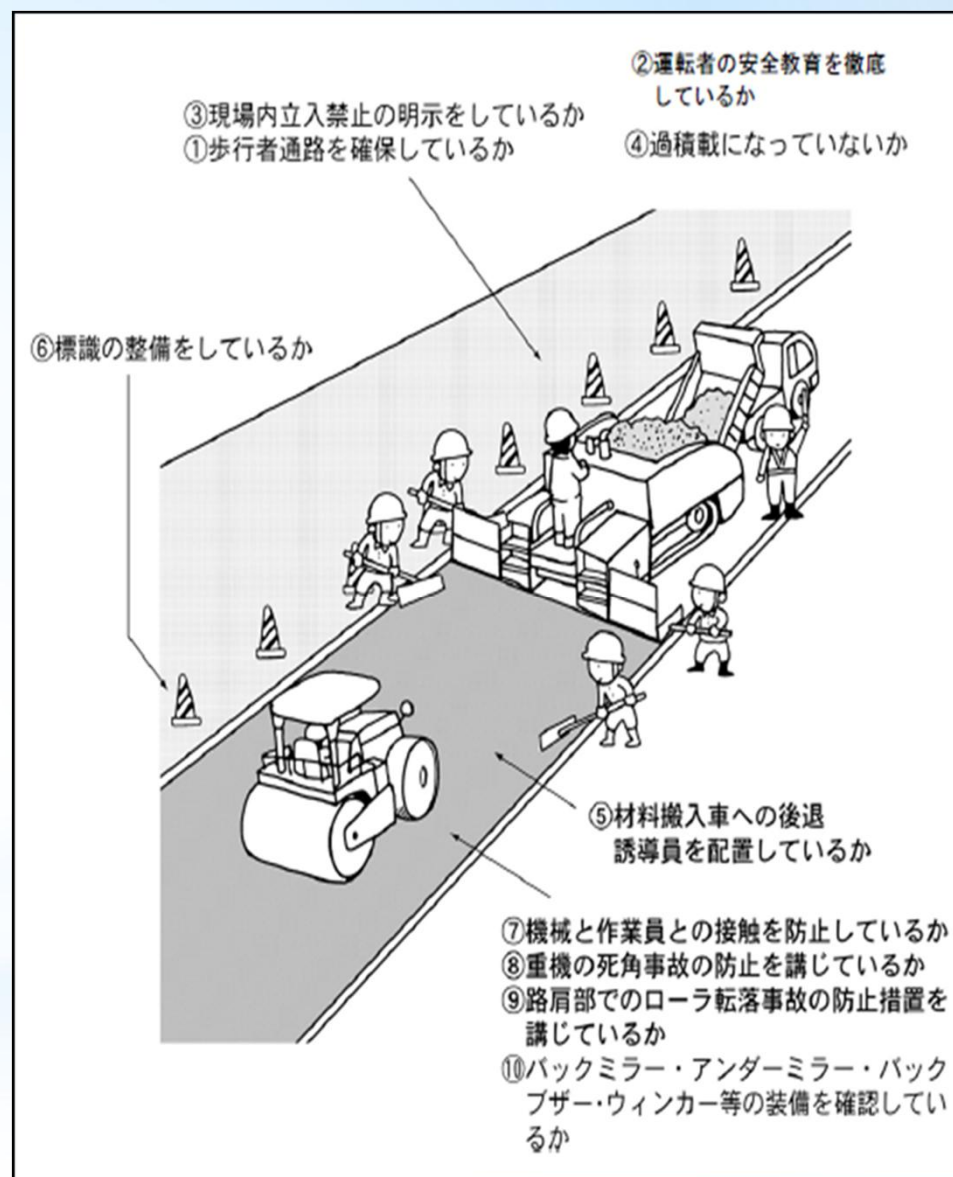
出典：建設機械安全施工マニュアル(国交省総合政策局)

重機オペレータの死角での接触事故が懸念される。

～注視ポイント～

- ①歩行者通路を確保しているか。
- ②運転手の安全教育を徹底しているか。
- ③現場内立入禁止措置をしているか。
- ④過積載になっていないか。
- ⑤材料搬入車への後退誘導員を配置しているか。
- ⑥標識の整備をしているか。
- ⑦機械と作業員との接触を防止しているか。
- ⑧重機の死角事故の防止を講じているか。
- ⑨路肩部でのローラ運転事故の防止措置を講じているか。
- ⑩バックミラー、アンダーミラー、バックブザー、ウィンカー等の装置を確認しているか。

【アスファルトフィニッシャ作業】



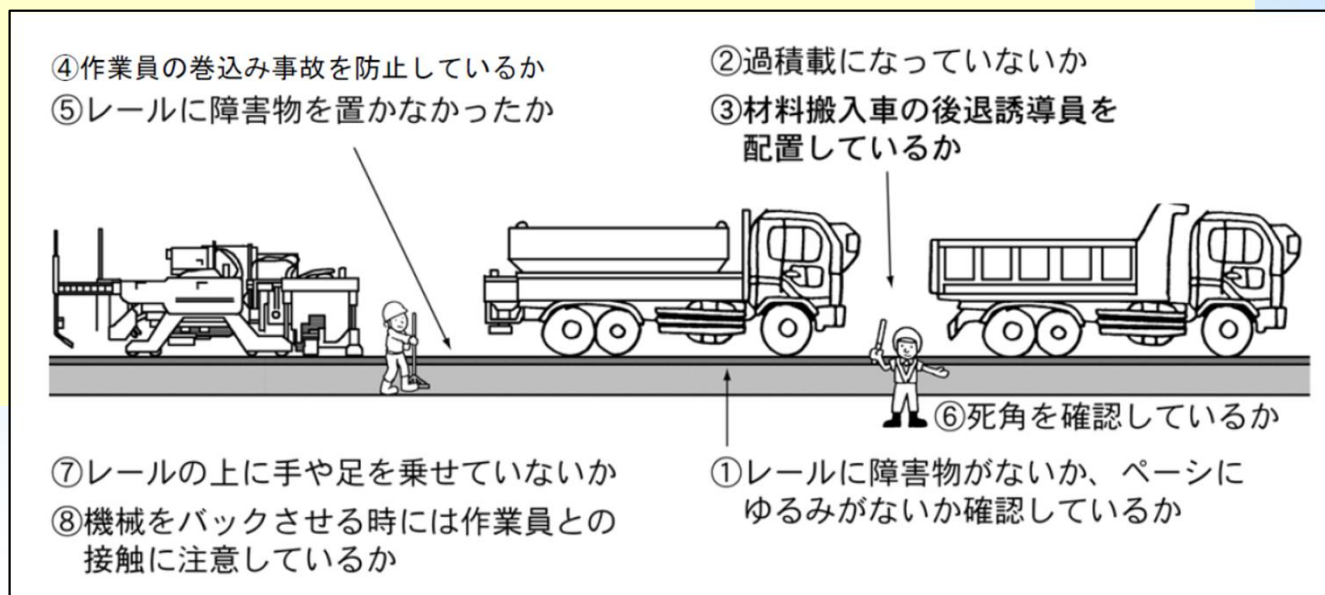
出典：建設機械安全施工マニュアル（国交省総合政策局）

舗設機械、資材運搬車等が後進する際、作業員がオペレータの死角になり接触する懸念がある。

～注視ポイント～

- ① レールに障害物が無いか、ペースに緩みは無いか確認しているか。
- ② 過積載にならないよう積載量を確認しているか。
- ③ 材料搬入車の後退誘導員の配置をしているか。
- ④ 作業員の巻き込み事故防止をしているか。
- ⑤ レールに障害物を置いていないか。
- ⑥ 死角を確認しているか。
- ⑦ レールの上に手や足を乗せていないか。
- ⑧ 機械をバックさせる時には、近くの作業員との接触に注意しているか。

【コンクリートフィニッシュ作業】

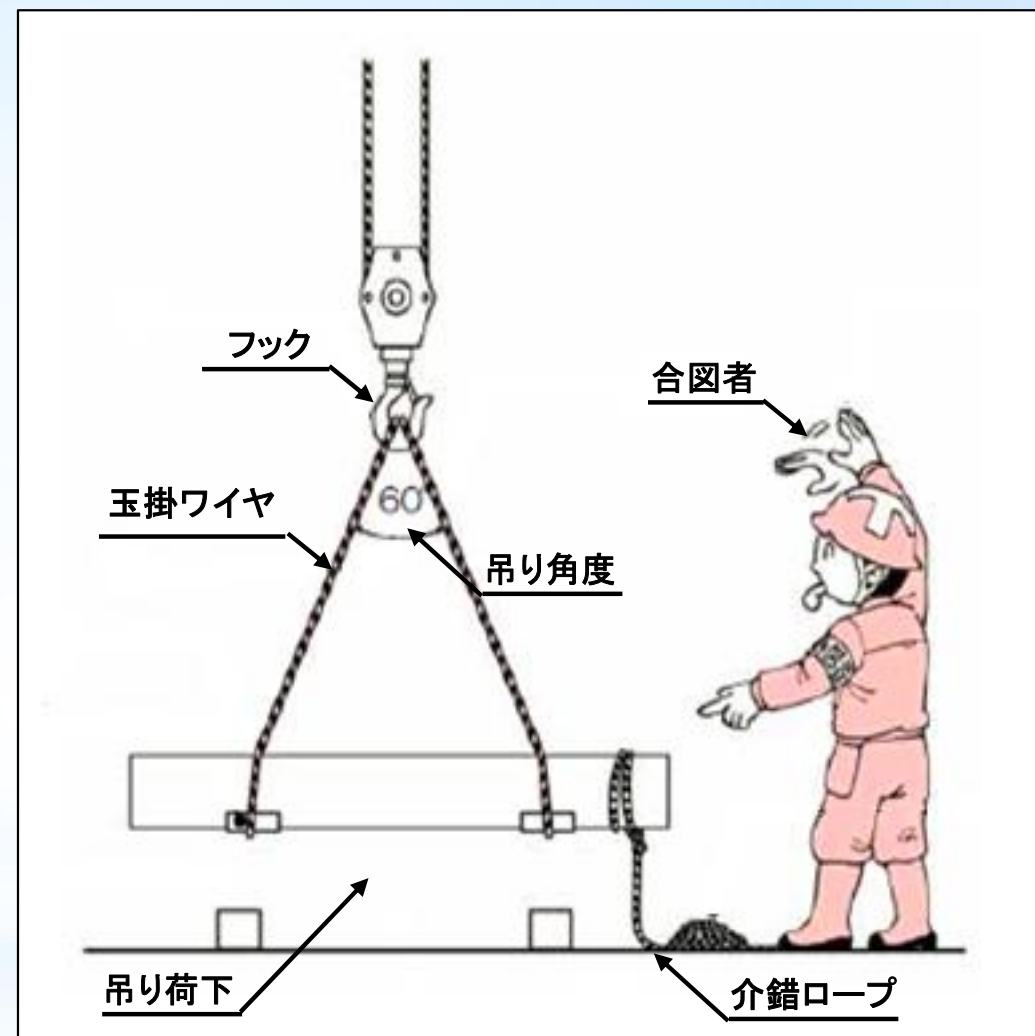


出典：建設機械安全施工マニュアル（国交省総合政策局）

FRPM管吊上げに伴い玉掛の不備等による落下事故が懸念される。

～注視ポイント～

- 玉掛ワイヤに形くずれ、素線切れ等の損傷はないか。(クレーン則215)
- 1本吊りをしていないか。
- 吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。
- 長尺物には介錯ロープを使用しているか。
- 合図者を配置しているか。
- 吊り角度は60度以内になっているか。

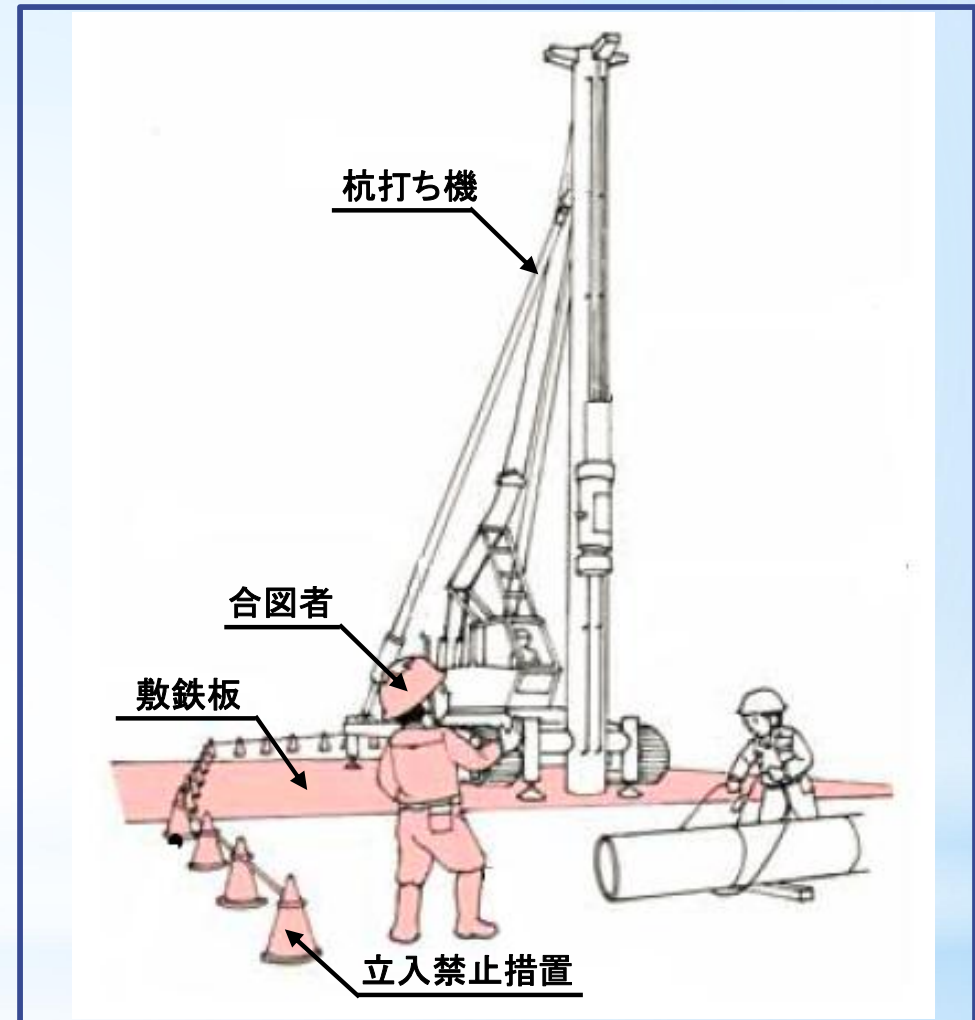


出典;安全サポートマニュアル(中部地整)

杭打ち作業では、重機との接触による事故が懸念される。

～**注視ポイント**～

- ・ 運転席以外の所に作業員を乗せていないか。（安衛則162）
- ・ 危険箇所の立入禁止措置は適切か。（安衛則187）
- ・ ワイヤロープに変形、摩擦等の損傷はないか。（安衛則174）
- ・ 機械は安定した場所に水平に据え付けているか。（安衛則173）
- ・ 敷鉄板等を使用して倒壊防止をしているか。（安衛則173）
- ・ 合図者を指名し決められた合図を行っているか。（安衛則189）



出典;安全サポートマニュアル(中部地整)

施工エリアが、車道に挟まれた狭隘な空間での施工となる場合、作業員と重機等の接触等が懸念される。また橋台の施工基礎面は地表面より掘り下げた位置のため飛来・落下物による事故が懸念される。

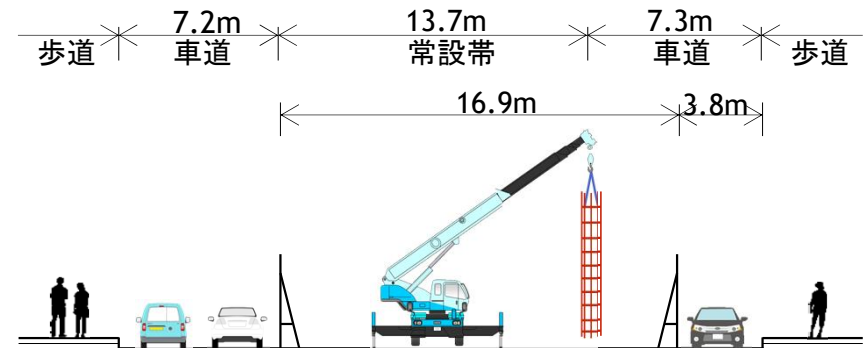
### ～注視ポイント～

#### <クレーン作業>

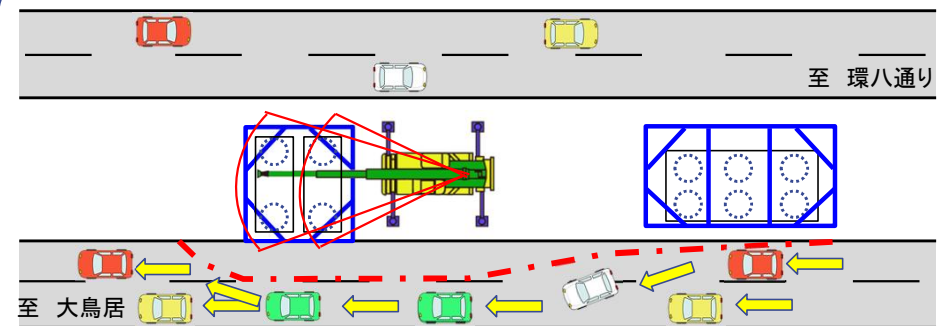
- 材料の吊り上げ、吊り下げのときは、材料が落下しないように玉掛けを確実にしているか。（特に本工事では、荷崩れのしやすい「鉄筋かご」を吊り上げるため）
- 長尺物を吊り上げる際、振止め防止用の介錯ロープを使用しているか。
- 車道部付近での吊上げの際、ブームが車道部に侵入しない安全対策は取られているか。

#### <橋台製作>

- 開口部には、手摺、階段、幅木、親綱は設置されているか。



施工横断図(夜間施工イメージ)



施工平面図(夜間施工イメージ)

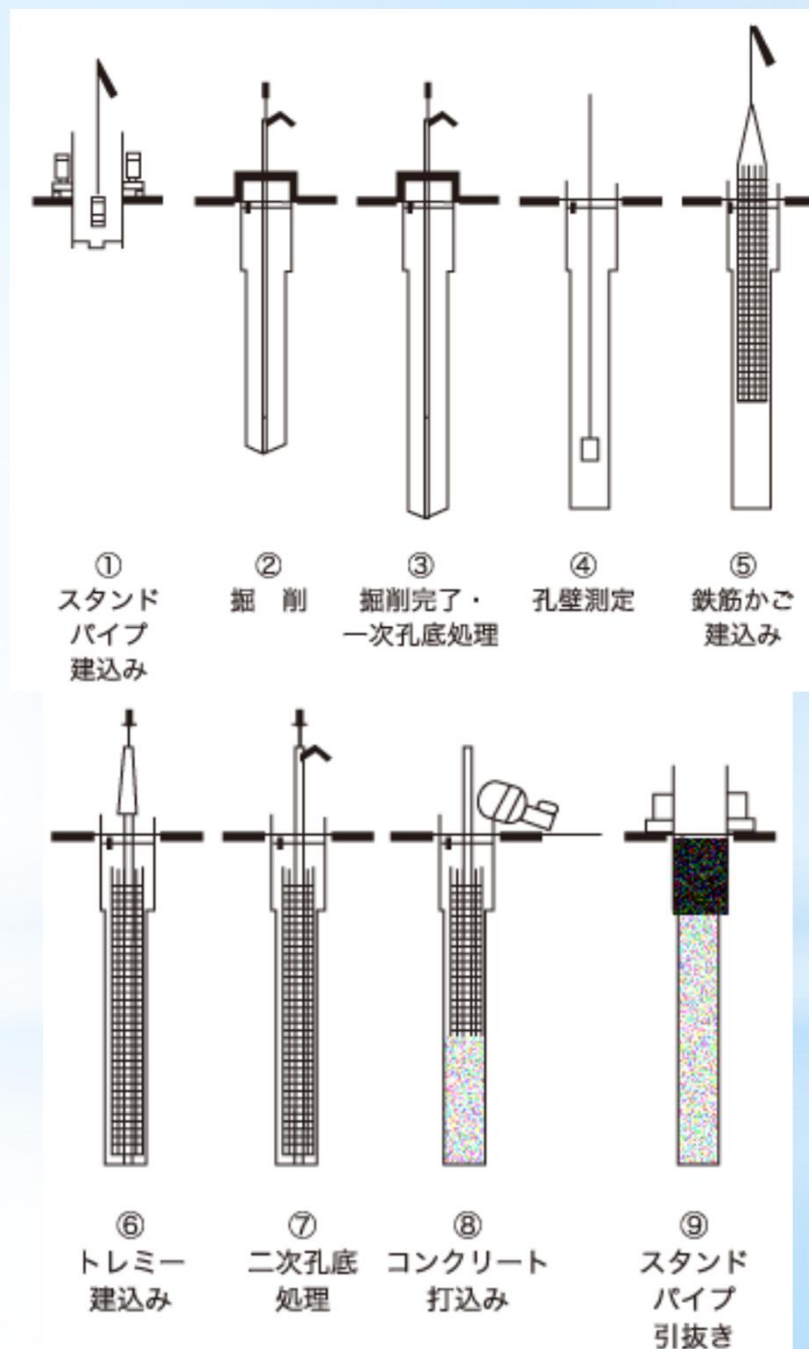
掘削時のロッド継ぎ足し又は撤去で手指がはさまれたり、またケーシング内に鉄筋かごを挿入する際、手指がはさまれることが懸念される。

### ～注視ポイント～

- ・ 櫓の組立・解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の指揮のもとに行っているか。

(安衛則190)

- ・ ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は櫓に近づいていないか。
- ・ ケーシング等の横引していないか。
- ・ ロッドの継ぎ足し又は撤去の作業中は、手や指がはさまれるような不安全行動はないか。
- ・ 手元クレーンを使用して、トレミー管や鉄筋かごを投入する作業では、クレーン運転手、玉掛者及び合図者は合図方法を定め、確実な合図のもとに作業をしているか。
- ・ 強風時は、クレーンブームを倒し、櫓はケーシングと連結して転倒防止を図っているか。



車両系建設機械等を使用する工事では、関係法令に則り施工しないと事故発生の懸念がある。

### ～注視ポイント～

- 取扱責任者(運転者)を表示しているか。  
(安全指4-2-3)
- 持込許可証は表示されているか。
- 乗車席以外に作業員を乗せていないか。  
(安衛則162)
- 前照燈(走行ランプ)は設置されているか。(安衛則152)
- 運転席を離れるときは、ブレード・バケット等を下げ、エンジンを停止し、ブレーキをかけるなど逸走防止措置(車止め)をしているか。(安衛則160)
- キーの抜取りを行っているか。  
(安全指4-1-5)

### 建設機械の種類

#### ◎整地・運搬・積込用機械

ブルドーザ、モーターグレーダー、トラクターショベル、スクレーパー、スクレーブルドーザー等

#### ◎掘削用機械

パワーショベル、ドラグショベル、ドラグライン、クラムシエル、バケット掘削機、トレンチャー等

#### ◎基礎工事用機械

くい打機、くい抜機、アースドリル、せん孔機、アースオーガー等

#### ◎締固め用機械

マカダムローラ、タイヤローラ、振動ローラ等

#### ◎コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車

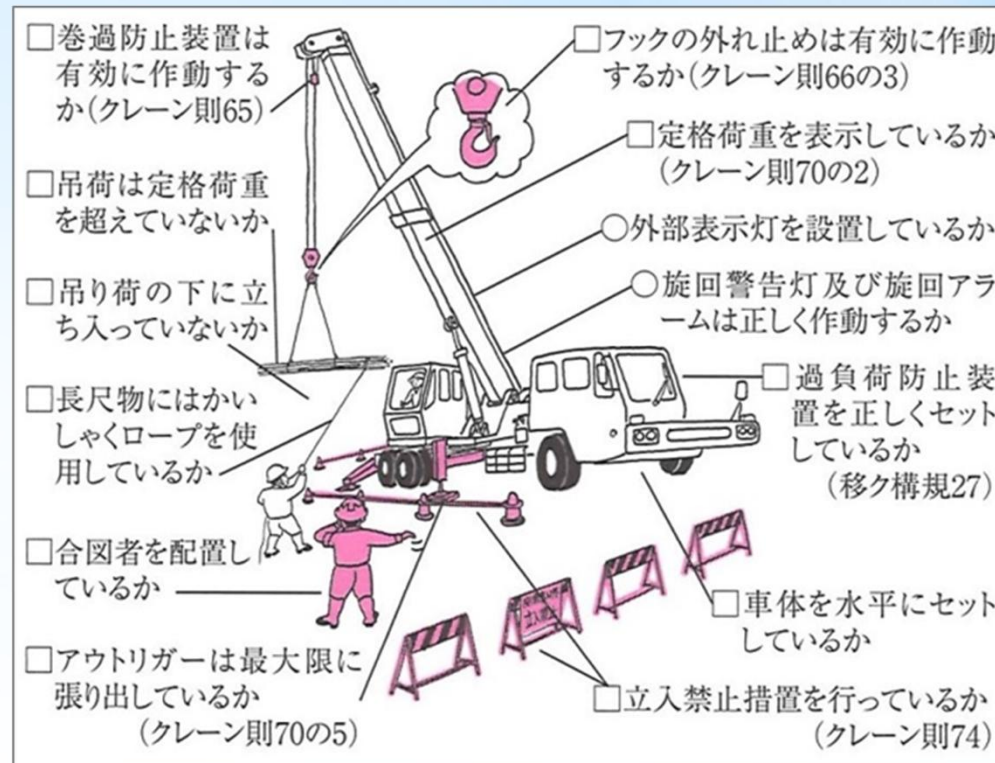
#### ◎解体用機械

コンクリートブレーカー、コンクリート圧碎機、鉄骨切断機、解体用つまみ機等

クレーン作業中に作業員がクレーン本体、吊荷等との接触事故が懸念される。

～注視ポイント～

- クレーンは安定した場所に設置され、アウトリガーが最大に張り出されているか。また軟弱な地盤では敷鉄板を使用しているか。  
(横転防止)(クレーン則70の3,4,5)
- クレーン合図者が適切な位置に配置され、かつ死角時の適切な合図方法が確立されているか。(接触防止)(クレーン則71)
- クレーンの上部旋回体と接触する範囲内で作業を行っていないか。(立入禁止)(クレーン則74)
- 荷を吊ったまま運転席を離れていないか。(クレーン則75)
- 吊り荷の介錯ロープを利用しているか。(接触防止)
- 吊荷の下に立ち入っていないか。



出典：港湾工事安全ポケットブック(埋浚協会)



不安定な場所に設置されたアウトリガー

【クレーン機能付バックホウについて】

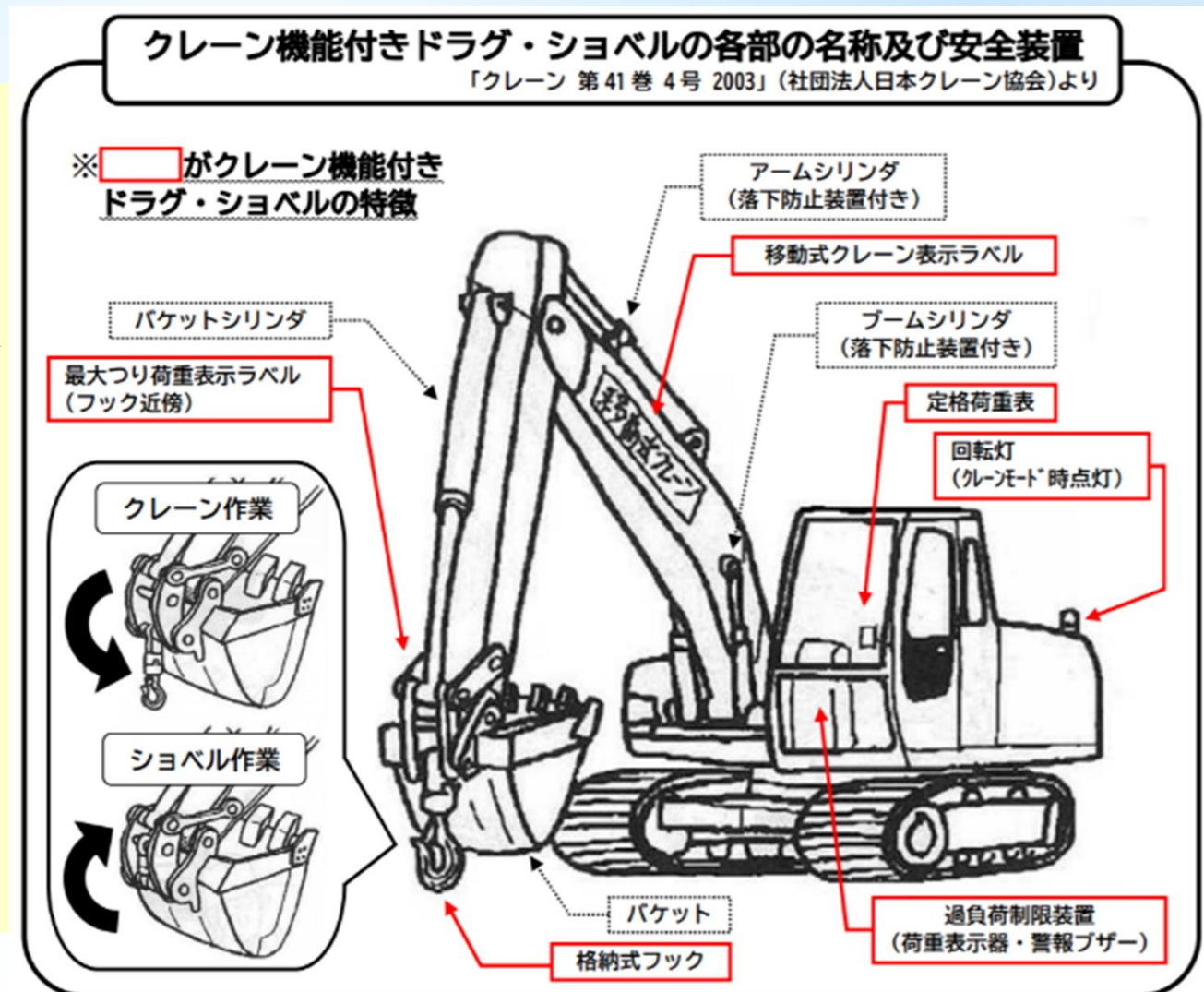
「クレーン機能を備えた車両系建設機械」が移動式クレーンとして取り扱われることになった。（平成12年2月28日付 労働省労働基準局事務連絡）

【要 旨】

- 3t未満の移動式クレーンとして使用
- 車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格の両方が適用
- 特定自主検査と移動式クレーンの定期自主検査が必要

【特 徴】

- (1) 荷重計
- (2) クレーンモード外部表示灯
- (3) 格納可能なフック
- (4) 表示等（定格荷重表示等）



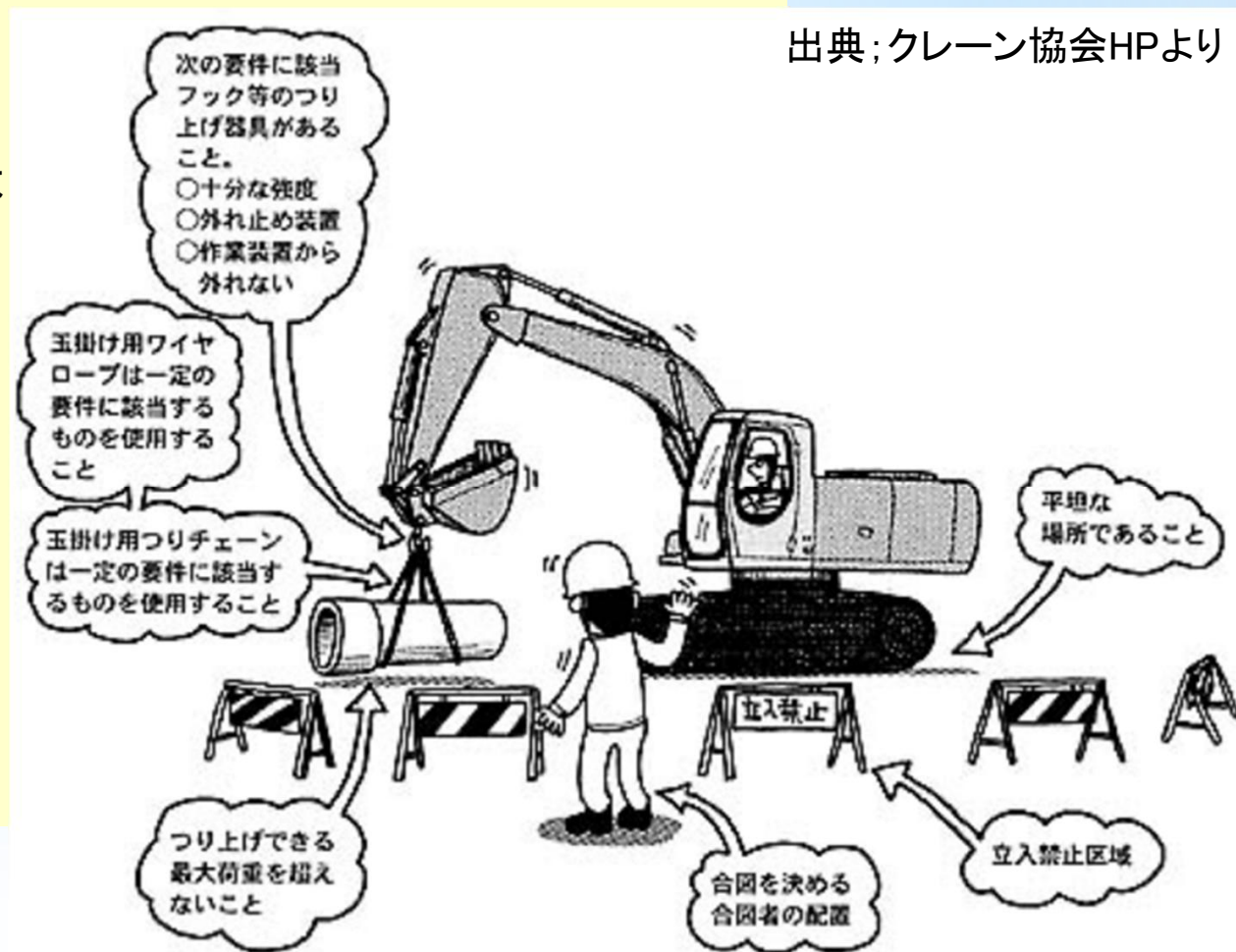
バックホウは掘削機械であり、吊作業や杭打ち等、**主たる用途以外の用途に使用してはならない。**（安衛則164）

安衛則では吊作業について、下記のように条件付きで使用可能です。

～**注視ポイント**～

★吊上作業が出来るのは以下の条件を全て満たしているか。

- ・作業の性質上やむを得ない時、または安全な作業の遂行上必要な時。
- ・土砂崩壊等で作業員に危険を及ぼす場合一時的に土留矢板等を吊上げる作業。
- ・移動式クレーンを搬入して作業すると、作業場所が狭くなり危険度が増す場合。
- ・右図の事項全ての措置が出来ている場合。



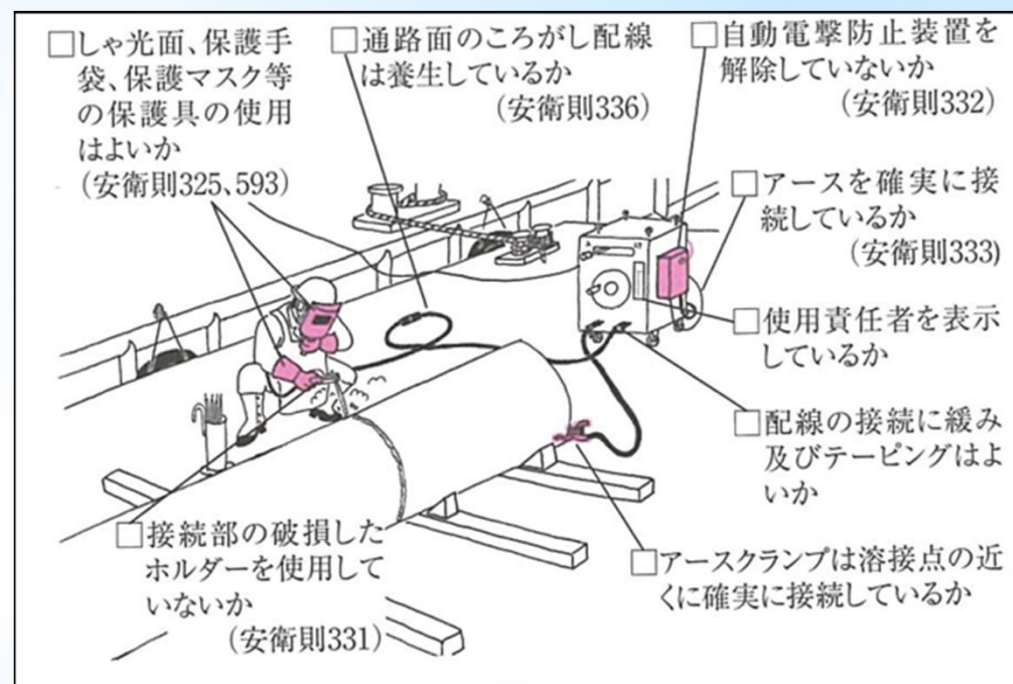
溶接作業時には、火災、感電等の事故が懸念される。

～注視ポイント～

### 【溶接作業全般】

- 作業場所に可燃物がないか。
- 遮光面，保護手袋，エプロン等の保護具が使用されているか。  
(安衛則325、593)
- 自動電撃防止装置を解除していないか。  
(安衛則332)
- アースは接続しているか。(安衛則333)
- 絶縁被覆が損傷または老朽していないか。(安衛則333)
- アーク溶接作業は特別教育を行っているか。(安衛則36)
- 溶接作業環境(照明、必要に応じて送風機設置)が確保されているか。

### 【アーク溶接作業】



出典：港湾工事安全ポケットブック(埋没協会)

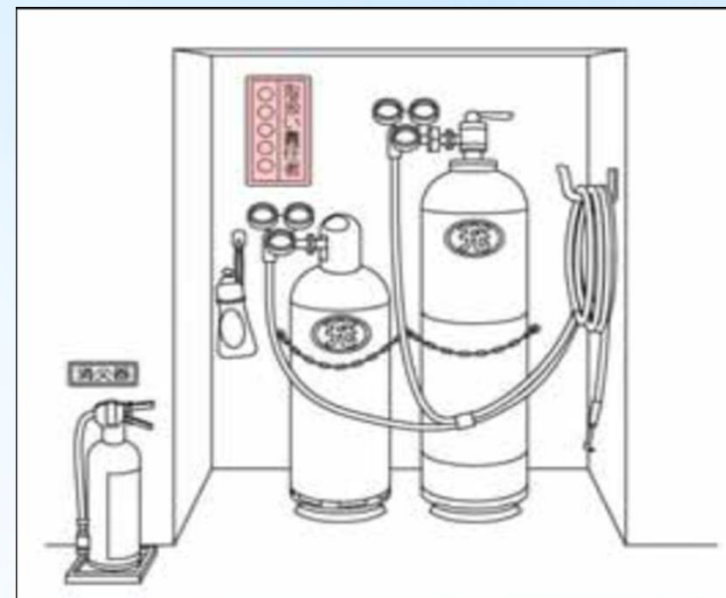
ガス溶断作業では、爆発、火災等の事故が懸念される。

～注視ポイント～

【溶接作業全般】

- 取扱責任者を表示しているか。（安衛則306）
- 作業場所に可燃物がないか。
- 消火器は設置しているか。  
（安衛則213,289,312）
- ホースに損傷・亀裂はないか。（安衛則262）
- ガス等を貯蔵する容器は、換気が不十分、下記を使用する危険物を取り扱う場所には設置、貯蔵、放置をしないなど管理方法は適切か。（安衛則263）
- 安全弁及び圧力計の破損・不調はないか。  
（安衛則305）
- 有資格者が作業しているか。（安衛則81）
- 作業着に油汚れがないか、また保護メガネ、保護手袋は適切か。（安衛則312）

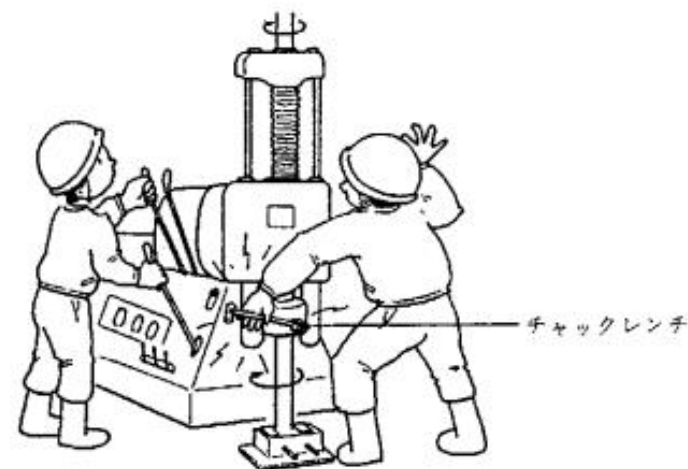
【ガス溶接溶断作業】



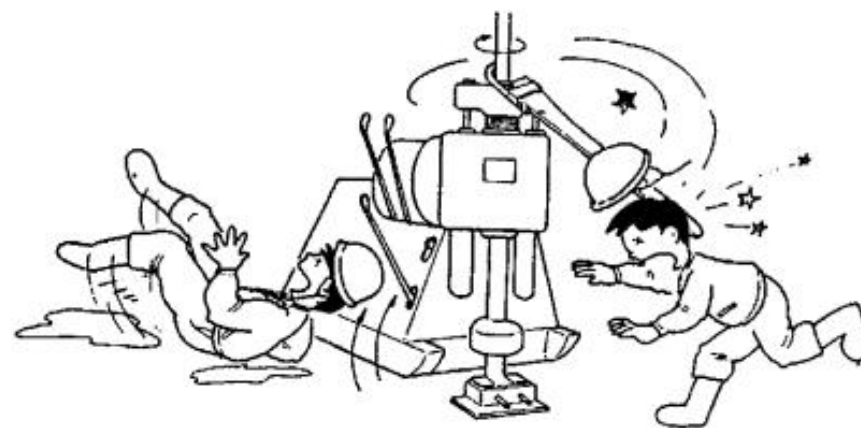
ボーリングロッド引き揚げの際、ホルダーの落下により、ホルダーレバーを持っていた手が挟まれ労働災害になることが懸念される。

### ～注視ポイント～

- ロッドの横揺れの影響でホルダー台及びロッドホルダーの移動・落下を防止する構造となっているか。
- ロッドの横揺れの影響でホルダー台が移動及び落下に伴う作業の危険性を周知しているか。
- 始業前点検表及び作業手順書は適切か。



チャック操作時の事故例



クラッチが不意に入ったときの事故例

出典;ボーリング作業のための安全手帳(三訂版)  
((一社)全国地質調査業協会連合会)

外気温が高い中で屋外作業を行う際、従事する作業員には、定時等の休憩をとり、水分補給等の取るなどの対策を実施しないと熱中症に罹患する懸念がある。

### ～注視ポイント～

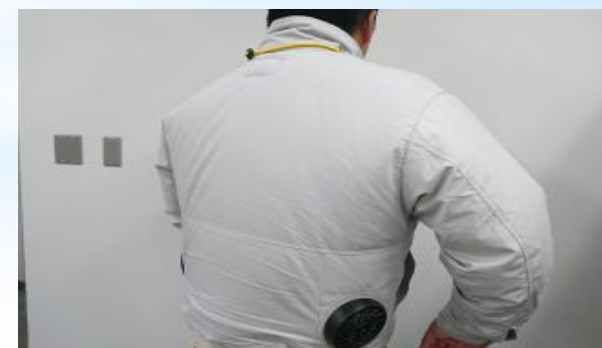
- 作業詰所には冷蔵庫、ウォーターサーバー、製氷機が設置されているか。
- 作業詰所には作業員用のクーラーが設置されているか。
- 作業当日、朝のKYKで各作業員の体調が適切に管理されているか。
- 休憩は定時のほかその都度休憩が取れる職場環境になっているか。



クールハウス



製氷機



エア付作業服

心臓疾患の既往症を持つ者は、作業中に症状を悪化させる懸念がある。

～注視ポイント～

- 心臓疾患含め既往症がある作業員は、治療するよう指導しているか。
- 健康診断後、有所見者と意見聴取して適正配置措置を行っているか。
- 新規入場者教育時に作業員の健康診断結果を確認しているか。
- 健康チェックシートを記入し、各職長・担当職員がチェック（サイン）し全作業員の健康状態を把握しているか。

◆一般健康診断の項目◆

出典：厚生労働省HP

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 <sup>(※2)</sup> 、体重、腹囲 <sup>(※2)</sup> 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 <sup>(※2)</sup> 及び喀痰検査 <sup>(※2)</sup>
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) <sup>(※2)</sup>
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) <sup>(※2)</sup>
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) <sup>(※2)</sup>
9 血糖検査	9 血糖検査 <sup>(※2)</sup>
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 <sup>(※2)</sup>

※2:定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。